

江東区国土強靱化地域計画 (素案)

令和3年10月

目 次

はじめに	1
第 1 章 計画の策定趣旨 位置付け	2
1.1 策定趣旨	2
1.2 基本理念	2
1.3 計画の位置づけ	3
1.4 計画期間	4
1.5 地域防災計画との違い	4
第 2 章 国土強靱化の基本的な考え方	5
2.1 策定プロセス	5
2.2 江東区において想定されるリスク設定	5
2.2.1 江東区の地域特性	5
2.2.2 想定する自然災害と被害の想定	6
2.3 目標の設定	11
2.4 脆弱性の評価	11
2.5 国土強靱化の推進	11
第 3 章 脆弱性の評価	12
3.1 目標と起きてはならない最悪の事態の設定	12
3.2 分析・評価について	14
3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	15
第 4 章 国土強靱化の推進	35
4.1 推進方針	35
4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策	38
4.3 取り組む施策と重点化	70
第 5 章 計画の見直し	72
5.1 計画の見直し	72
5.2 PDCA サイクルの徹底	72
別紙 1 参考資料一覧	73

はじめに

東日本大震災により多大なる被害が発生し、ハード中心の対策の限界や、ソフト対策の重要性が再認識された。

そこで、「大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と、迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要である」という理念のもと、平成 25 年 12 月に、「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定された。

本法律のもと、国では、平成 26 年 6 月に国土強靱化に係る指針として、「国土強靱化基本計画」が策定され、東京都でも、平成 28 年 1 月に「東京都国土強靱化地域計画」が策定された。

また、平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨などの近年の災害を踏まえ明確になった課題に対応する為、平成 30 年 12 月に国の「国土強靱化基本計画」が見直された。

一方、江東区では令和 2 年 3 月に、令和 11 年までの区の取り組みの方向性を定めた、「江東区長期計画」を策定した。

また、令和 3 年 3 月には、江東区の地域に係る総合的な災害対策計画である、「江東区地域防災計画」を見直した。

これらの上位計画、関連計画の策定を踏まえ、江東区における国土強靱化に関する施策推進に関する基本的な計画として、「江東区国土強靱化地域計画」を策定する。

第1章 計画の策定趣旨 位置付け

1.1 策定趣旨

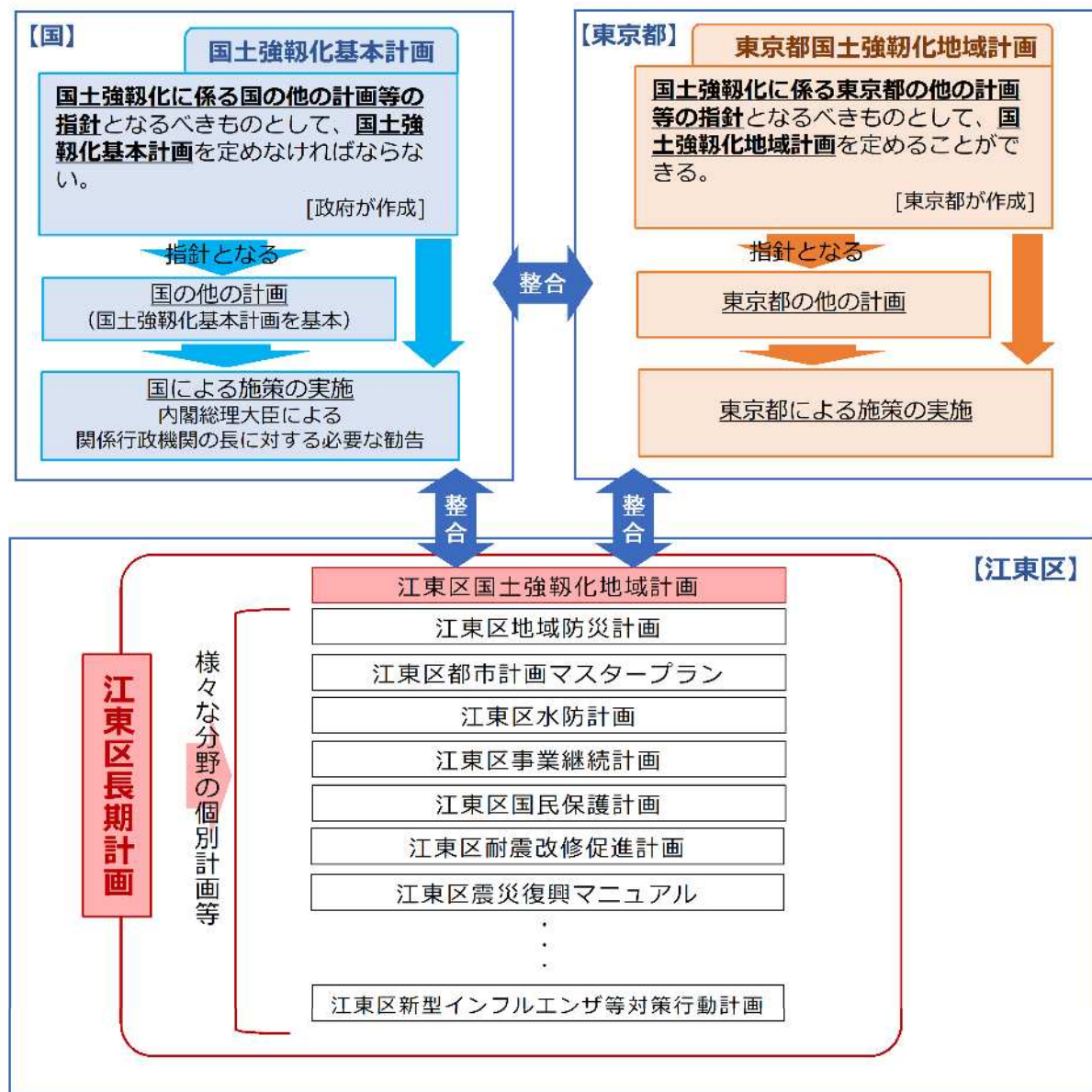
自然災害から区民や地域・社会経済を守るため、江東区の防災上の弱点やこれまで取り組んできた施策を整理した上で、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、策定するものである。

1.2 基本理念

大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていくことが必要である。また、民間事業者や区民等、全ての主体が共通の認識の下、参画・連携を行い、国土強靱化施策を着実に推進していくことが必要である。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づいて策定され、国の国土強靱化基本計画や都の国土強靱化地域計画と整合させたものであり、区政の基本的指針となる江東区長期計画を踏まえ、国土強靱化に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる。



1.4 計画期間

江東区長期計画との整合性を考慮し、本計画の推進期間は、令和4年度から令和6年度とする。

1.5 地域防災計画との違い

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通するが、以下のような違いがある。

国土強靱化	様々なリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの。
防災	地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの。

表 1-1 地域防災計画との比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害など全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	予防・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】

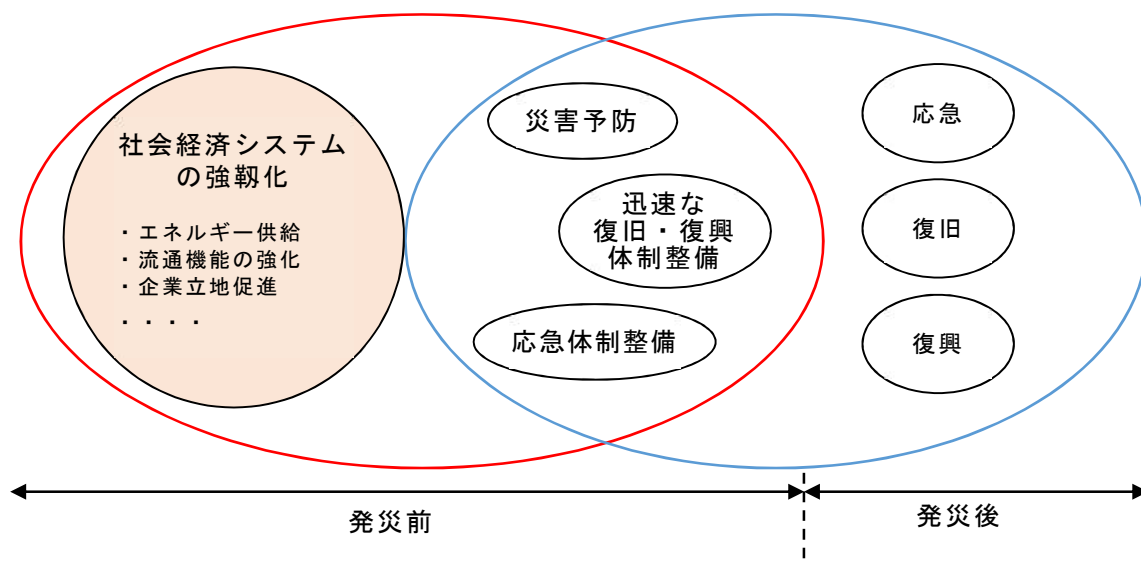
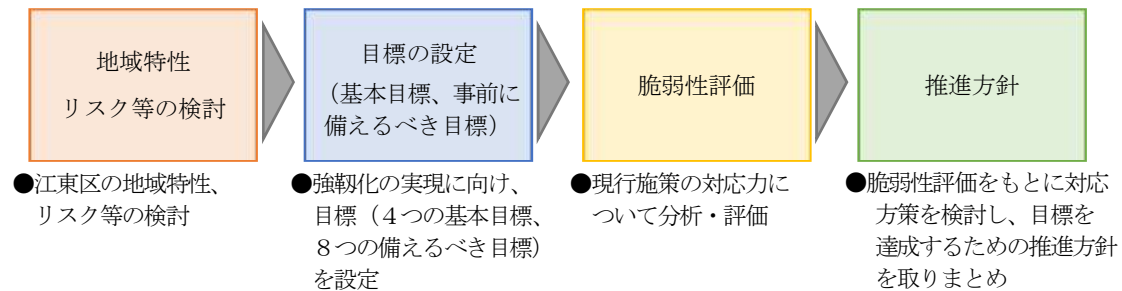


図 1-1 地域防災計画との比較

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

2.1 策定プロセス

本計画で定める強靱化の目標・方針は、以下の検討プロセスを経て策定する。



2.2 江東区において想定されるリスク設定

2.2.1 江東区の地域特性

(1) 地勢

江東区は、都の東部に位置し、北は墨田区、西は隅田川を隔て中央区に、また東は荒川及び旧中川を境として江戸川区に、南は東京湾に臨み、港区、品川区及び大田区に接している。区の位置する江東デルタ地帯は古くは一望の海であり、長い間の沖積作用と埋立工事によって現在の地形となったものである。この地域は沖積層という軟弱地盤であるとともに、地盤が低く内部河川も多いため、災害に弱い地域と言える。

また、区の大部分が荒川はん濫や高潮による浸水が想定されており、一方で、過去には、集中豪雨等による都市型水害が、既成市街地を中心に区内各所で発生している。住宅のほか、高齢者施設や病院などの要配慮者利用施設、高層ビルなどの浸水対策・孤立対策が必要となっている。

さらに、木造住宅密集地域など地震による総合危険度の高い場所が、大島・砂町などに存在していることから、都市基盤が脆弱で災害に弱い地域への対応、地域特性や環境変化などに対応した対策が必要となっている。

(2) 人口

江東区の人口は、平成26年で約48.7万人、令和3年で約52.6万人と増加を続けている。それに伴い、外国人住民数、世帯数もまた増加している。また、全国的な少子高齢化傾向に反して、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の全ての階層で、当面は増加傾向と推定される。

(3) 鉄道交通機関・道路

江東区の交通機関はJR総武線、都営新宿線、東京メトロ東西線・有楽町線など、東西方向には多くの路線が走っているが、これらを南北に結ぶ路線は不十分である。このため、区の内陸部と臨海部とを結ぶ交通網の利便性を高めることが大きな課題となっている。また、江東区の都市計画道路は、ほぼ整備は完了しており、自動車

2.2 江東区において想定されるリスク設定

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

交通の面から見た道路整備水準は良好である。ただし、主要交差点における交通量調査によると、夢の島、永代、枝川の交通量の伸びが多くなっており、さらなる道路整備の必要性も見られる。また、江東区が管理する橋梁のうち架設後 50 年以上が 36.6% に至っており、今後橋梁の老朽化が進むことが懸念され、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた修繕が必要である。

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

江東区に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ災害、新型インフルエンザ等の感染症等も含めた様々な事象が想定されるが、東京都国土強靱化地域計画においては、国の国土強靱化基本計画に準じて、大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においては感染症対策を一部含めた大規模自然災害を対象とした。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「区政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、江東区に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・豪雨などの風水害等）とした。

なお、単独での発生だけでなく、地震後に津波、大規模事故、感染症が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する。

想定される自然災害等に対する、東京都国土強靱化地域計画での取り扱い等から、本計画における取り扱いを下表の通り整理した。

表 2-1 各計画における取り扱い

想定される自然災害等	東京都国土強靱化地域計画における取り扱い	本計画における取り扱い
大規模災害全般	○	○
地震(巨大地震)	○	○
津波	○	○
風水害(豪雨・洪水・高潮・竜巻・突風)	○	○
土砂災害	○	×
液状化	○	○
火山噴火	○	×
暴風雪・雪害	○	×
猛暑	×：記載なし	×
渇水	×：記載なし	×
林野火災(フェーン)	×：記載なし	×
複合災害	○	○
大規模事故	×：記載なし	×
原子力災害	×：記載なし	×
テロ災害	×：記載なし	×
感染症	△：大規模自然災害後のリスクシナリオの一部で想定	○：大規模自然災害時のリスクシナリオにおいて考慮し、必要な対策を推進する

(1) 地震

平成 24 年 4 月の東京都防災会議で決定された震災の被害想定（「首都直下地震等による東京の被害想定」）は下表のとおりであり、この数値を本計画の前提とする。なお、平成 25 年 5 月に都防災会議から公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、南海トラフ巨大地震による本区の最大震度や津波などの被害想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本区では首都直下地震等の対策を基本に推進していくものとする。

表 2-2 想定地震・気象条件等

種類	東京湾北部地震		
震源	東京湾北部		
規模	M7.3		
震源の深さ	約 20～35 km		
気象条件等	冬の朝	5 時	風速 4m、8m（/秒）
	冬の昼	12 時	風速 4m、8m（/秒）
	冬の夕方	18 時	風速 4m、8m（/秒）
夜間人口	460,819 人		
昼間人口	490,708 人		
面積	39.5 km ²		
建物棟数	木造 27,895 棟、非木造 24,091 棟		

注：夜間人口は平成 22 年国勢調査、昼間人口は平成 17 年国勢調査による

表 2-3 地震動（地震のゆれ）

区分		5 強以下	6 弱	6 強	7
東京湾北部地震 （震度別面積率）	M7.3	0.0%	0.1%	99.3%	0.5%

出典：気象庁震度階級関連解説表

2.2 江東区において想定されるリスク設定

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

表 2-4 震災被害想定総括表

条件	想定地震		東京湾北部地震					
	規模		M7.3					
	時期及び時刻		冬の朝 5 時		冬の昼 12 時		冬の夕方 18 時	
	風速		4 m (/秒)	8 m (/秒)	4 m (/秒)	8 m (/秒)	4 m (/秒)	8 m (/秒)
人的被害	死者 (計)		474 人	474 人	354 人	355 人	449 人	449 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	466 人	466 人	333 人	333 人	365 人	365 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		地震火災	5 人	5 人	18 人	19 人	81 人	82 人
		ブロック塀	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
		落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	負傷者 (計)		10,902 人	10,902 人	9,728 人	9,729 人	10,161 人	10,164 人
	(うち重傷者)		1,784 人	1,784 人	1,524 人	1,524 人	1,653 人	1,654 人
	原因別	ゆれによる建物全壊	10,770 人	10,770 人	9,565 人	9,565 人	9,699 人	9,699 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		地震火災	16 人	16 人	47 人	48 人	346 人	349 人
		ブロック塀	94 人	94 人	94 人	94 人	94 人	94 人
		落下物	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
	建物被害 (計) ※1		8,178 棟	8,179 棟	8,624 棟	8,629 棟	10,978 棟	11,007 棟
物的被害	原因別	ゆれ・液状化による建物全壊	8,010 棟	8,010 棟	8,010 棟	8,010 棟	8,010 棟	8,010 棟
		地震火災 (焼失)	198 棟	200 棟	724 棟	731 棟	3,502 棟	3,536 棟
	ライフライン	電力施設 (停電率)	40.0%	40.0%	40.5%	40.5%	43.4%	43.4%
		通信施設 (不通率)	1.9%	1.9%	2.8%	2.8%	7.6%	7.6%
		ガス施設 (供給停止率)	34.1～100.0%	34.1～100.0%	34.1～100.0%	34.1～100.0%	34.1～100.0%	34.1～100.0%
		上水道施設 (断水率)	76.5%	76.5%	76.5%	76.5%	76.5%	76.5%
		下水道施設 (管きよ被害率)	27.9%	27.9%	27.9%	27.9%	27.9%	27.9%
その他の想定項目	帰宅困難者				178,078 人	178,078 人	178,078 人	178,078 人
	避難者 (うち避難所生活者)		211,074 人 (137,198 人)	211,088 人 (137,207 人)	214,651 人 (139,523 人)	214,698 人 (139,553 人)	233,530 人 (151,795 人)	233,762 人 (151,945 人)
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		429 台	429 台	431 台	431 台	440 台	440 台
	災害時要援護者死者数		232 人	232 人	151 人	151 人	204 人	204 人
	自力脱出困難者		7,107 人	7,107 人	6,017 人	6,017 人	6,201 人	6,201 人
	震災廃棄物		268 万 t	268 万 t	269 万 t	269 万 t	275 万 t	275 万 t

注：小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある

※1：ゆれ・液状化による建物全壊と地震火災による焼失の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない

(2) 津波

東京湾はその形状から大きな津波は起こりにくく、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においても、これまでの歴史的にも東京における津波による大きな被害は確認されていない。また、高潮対策として最大津波高よりも高い防潮堤や水門等が東京湾及び河川流域に整備されており、江東区内に大きな津波が押し寄せる心配はないとされる。

表 2-5 最大津波高(満潮位・地殻変動考慮)

想定地震	規模	水門閉鎖時	水門開放時
東京湾北部地震	M7.3	1.75m	1.75m
元禄型関東地震	M8.2	2.55m	2.40m

注：津波高は全て海拔（T.P.）表示

(3) 風水害

江東区は低地であることから、過去には、台風を起因とした高潮の襲来による浸水被害や局地的な集中豪雨等による、床上、床下浸水、道路冠水の被害が発生している

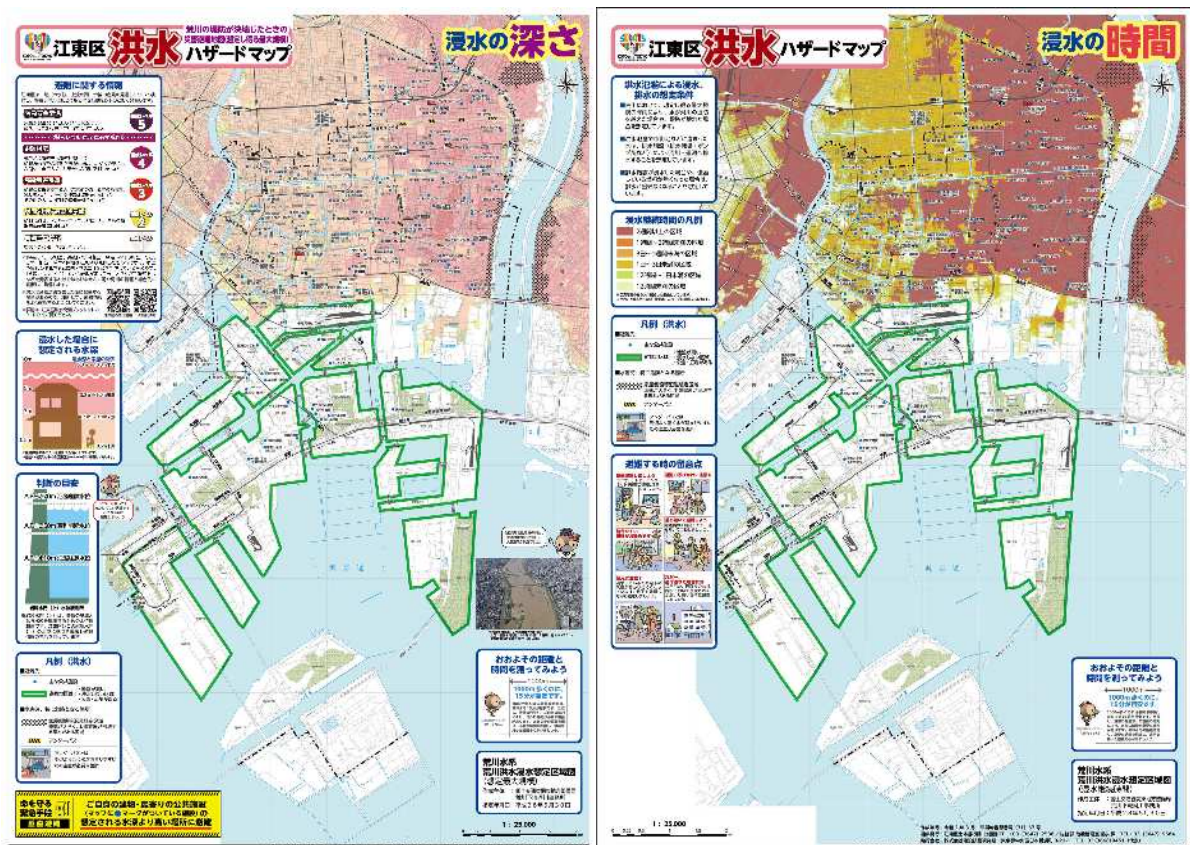


図 2-1 江東区洪水ハザードマップ

2.2 江東区において想定されるリスク設定

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

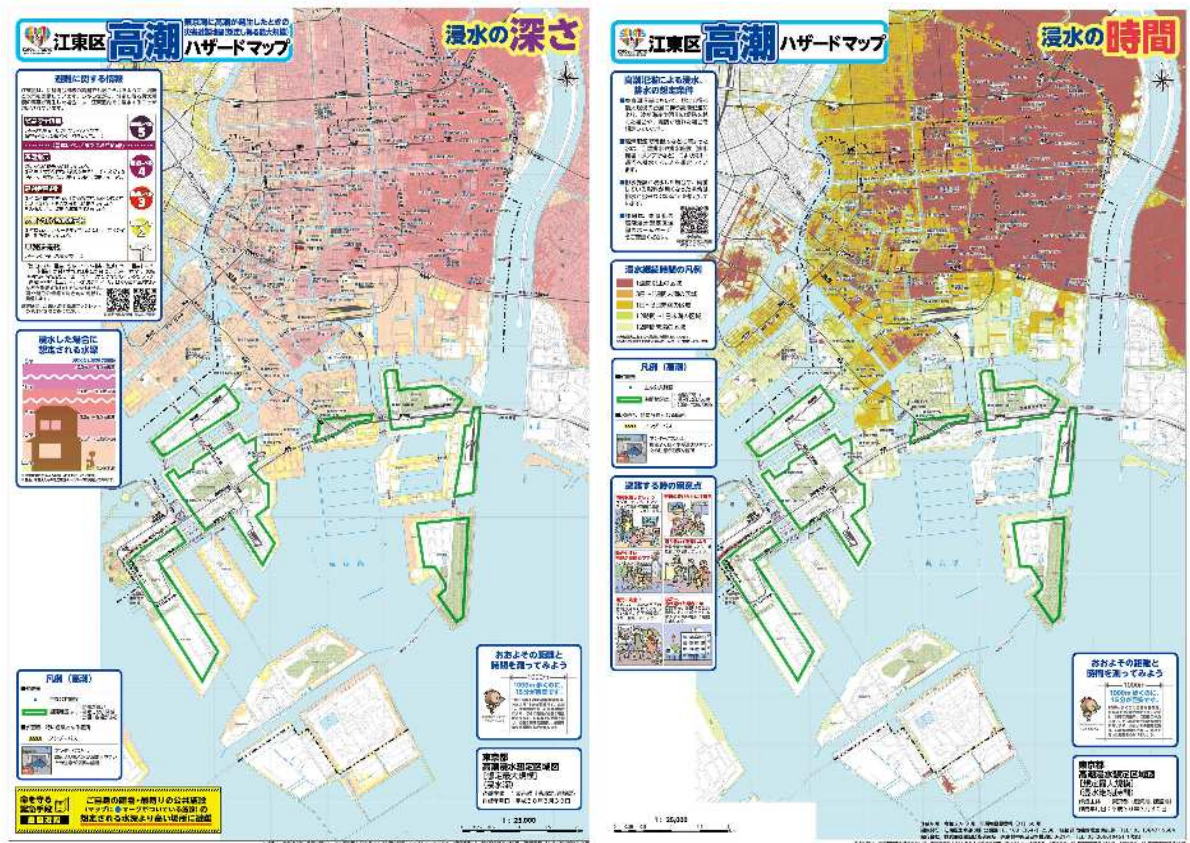


図 2-2 江東区高潮ハザードマップ

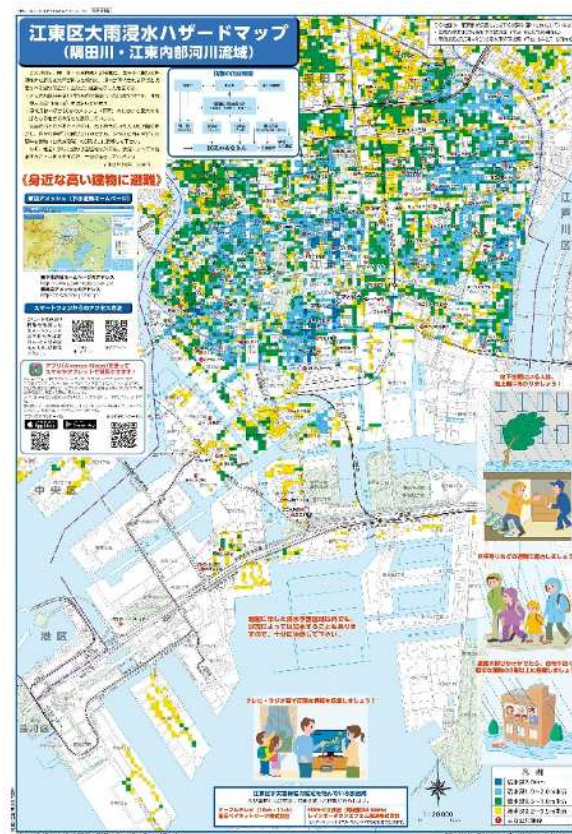


図 2-3 江東区大雨浸水ハザードマップ

2.3 目標の設定

本計画における基本目標及び事前に備えるべき目標については、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画との整合を図り、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

（基本目標）

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 区政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 区民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

（事前に備えるべき目標）

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2.4 脆弱性の評価

大規模自然災害等による被害を回避するための対策（現行の施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行った（脆弱性の評価結果は、第3章に掲載）。

2.5 国土強靱化の推進

脆弱性評価をもとに対応方策を検討し、目標を達成するための推進方針を取りまとめた（国土強靱化の推進方針は、第4章に掲載）。

第3章 脆弱性の評価

3.1 目標と起きてはならない最悪の事態の設定

江東区の地域特性を踏まえた大規模自然災害、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）感染症により想定されるリスクを設定し、江東区として維持・早期回復が必要な重要機能を考慮しながら、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。なお、設定方法としては、国が設定したリスクシナリオを基本に江東区に当てはまらないものを除外しており、リスクシナリオは以下の 32 項目を設定している。

表 3-1 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき 8つの目標		No.	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき 8つの目標		No.	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	社会的風評被害や信用不安等による経済等への甚大な影響

3.2 分析・評価について

東京都国土強靱化地域計画と整合を図り、前ページの「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきか分析・評価を行った。脆弱性評価の結果については、「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」として次頁に取りまとめたが、評価結果の内容を総括すると、以下の３点である。

①国、東京都、防災関係機関、区民、民間事業者などとの連携が必要

国土強靱化を推進していくためには、区の取り組みだけでなく、国、東京都、防災関係機関、区民、民間事業者などと適切な役割分担の下、連携し協力しながら取り組む必要がある。

②ハード・ソフト両面による総合的な対策の推進が必要

本計画における目標達成のためには、建築物や橋梁の耐震化などハード面の対策を着実に推進していくとともに、地域防災計画の習熟や防災訓練の実施等を通じた人材育成などソフト面の対策と組み合わせた総合的な対策を行う必要がある。

③冗長性・代替性などを考慮に入れた取り組みの推進が必要

いかなる事態が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とするシステムを構築するためには、平常時における効率性の確保という視点に加え、バックアップシステムの確保など、冗長性・代替性などを考慮に入れた取り組みが必要である。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 発災時に各区施設に危険が発生しないよう、整備や改築、改修時など適切な防災対策を進める必要がある。
- 社会福祉事業を行う民間事業者施設について、災害時に危険が発生しないよう、防災対策を施した施設整備や既存の施設に対して耐震化を図るほか、築年数の経過等に応じた各設備、建物等の改築・改修工事等の推進を図る必要がある。
- 「江東区耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化にかかる助成事業の普及啓発を進め、災害時における支援物資の円滑な輸送に資する緊急輸送道路沿道建築物をはじめ、住宅など民間建築物の耐震化を促進する必要がある。
- 道路・橋梁等を含む交通施設やライフライン設備を含む沿道建築物等の複合的な倒壊を避けるため、これらに対する適切な対策を講じ、促進する必要がある。
- 家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 住宅・建物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。
- 拠点避難所に、非常用発電設備等の防災資機（器）材を整備することで、避難者の安全確保のための防災機能を強化していく必要がある。
- 地域一丸となった災害対応体制を構築するために、消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、加えて自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
- 首都直下地震など、人口が集中している地域を襲う可能性が高いと言われている地震に対し、特に綿密な対応を準備するとともに、災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

【国・都の取り組み】

- 国においては、国有施設の耐震化や防災・減災機能強化や超高層建築物等における長周期地震動対策の推進などに取り組むこととしている。
- 都においては、都有施設や交通施設、鉄道施設、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進などに取り組むこととしている。

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 震災時の火災予防・被害軽減のため、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）では、専門家派遣、戸別訪問、現地相談ステーションの設置や、除却費や設計費の一部を助成するなど、さまざまな施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。
- 震災時の火災予防・被害軽減のため、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）では、延焼遮断帯に囲まれた市街地においても、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える幅員 6 m 以上の道路（防災生活道路）への拡幅整備等を進めることで、防災上重要な道路のネットワークを確保する必要がある。さらに、老朽建築物除却後の跡地をコミュニティ広場や、児童遊園等に整備するなど、防災性の向上に資する取り組みを行う必要がある。
- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要がある。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
- 様々な災害に対応するため、災害対応機関等の装備資機（器）材及び活動部隊を充実させるとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させる必要がある。

【国・都の取り組み】

- 国においては、緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化や TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化などに取り組むこととしている。
- 都においては、装備資機（器）材の充実等による災害対応能力の向上に取り組むこととしている。

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 洪水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新するとともに、「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 水害に関する防災情報を提供し適切な避難行動を促すため、国・東京都が作成する洪水・高潮の浸水想定区域や内水(大雨浸水)の浸水予想区域図の周知・啓発をする必要がある。また、水害が発生するおそれがある場合には、河川水位、気象情報から適切な避難情報の発令に基づく避難誘導ができる方法を検討し、避難体制を確立する必要がある。
- 大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、国・都・区を含む関係機関が連携し、協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を推進する必要がある。
- 大規模水害時に区民等の生命の安全を確保できるよう、江東5区及び関係機関と連携して広域避難の枠組みを検討し、実効性を高める必要がある。
- 市街化の進展に伴う下水道への流入量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下街等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、保水・遊水機能を確保するなど、内水氾濫に備える必要がある。
- 避難路の整備、避難場所の整備を進めていく必要がある。また、渋滞により避難が遅れる事態を回避するため、自動車を用いることができる者についてあらかじめ合意形成を図るとともに、それ以外の者は、徒歩や自転車で避難することを前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えていく必要がある。
- 逃げ切れず、孤立した者の命を可能な限り救う方策を検討する必要がある。
- 洪水や高潮、豪雨時等の浸水被害の軽減及び防止を図り、安全で快適な都市環境を確保する必要がある。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

- 洪水や高潮等の大規模水害に向け、台風接近時に適切な避難行動、情報発信を行うため、タイムラインによる行動計画を定める必要がある。
- 区民等がよりタイムリーかつ的確な防災行動がとれるよう、防災情報や気象情報収集の精度を一層高め、避難情報等の適切かつ迅速な発信のほか、伝達手段の多様化に取り組む必要がある。
- 大規模水害時には浸水想定区域外への水平避難が原則となるため、避難所の確保はもちろん、迅速な避難所等の開設、円滑な避難所運営が必要である。また、安全な避難ができる時間的猶予がない場合の垂直避難のため、民間施設等を一時避難施設として活用する必要がある。
- 保育園や幼稚園、小・中学校、高齢者、障害者施設など避難時に配慮が必要な区民が利用する施設について、洪水や高潮といった大規模水害時に安全かつ円滑に避難が行えるよう、避難計画の策定を推進する必要がある。
- 最大級の地震動による防潮堤や水門などの損傷や現在の想定を超える浸水被害の発生に備え、津波からの避難スペースの拡充や津波警報等の情報収集・伝達体制の強化とともに、防潮堤や水門等、水防施設の耐震性の向上に資する施策の確実な実施について、国や都に対する継続的な働きかけを行うなど、総合的に安全・安心対策を推進する必要がある。

【国・都の取り組み】

- 国においては、気候変動の影響を踏まえた総合的な水災害対策「流域治水」の推進や国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速、地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備などに取り組むこととしている。
- 都においては、東部低地帯における堤防や全水門の耐震・耐水対策の推進、鉄橋の架け替え、東京港沿岸部における海岸保全施設の耐震・耐水対策等の推進、高潮防御施設、スーパー堤防等の整備の推進、江東内部河川の整備などに取り組むこととしている。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、老朽化した橋梁の架替・耐震補強等の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発

災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

- 食料・飲料水等の物資供給ルートの確保及び輸送体制の整備等の対応が取れるよう、情報収集及び発信精度の向上等を図る必要がある。
- 避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、東京都と区が連携して取り組むとともに、備蓄物資及びそれらを保管する倉庫の維持管理を適切に行う必要がある。
- 災害時の円滑な物資調達及び物資輸送体制の確立に向け各協定団体と締結している災害時協力協定実効性を高めるため、役割分担の明確化、訓練等を通じた関係機関との連携を図る必要がある。
- 災害時においては他県等からの支援が重要となることから、他団体との協力協定の締結など、広域的な防災性を向上させる必要がある。
- 地域住民等による迅速な応急給水体制の構築のため、路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資機（器）材の配備及び使用に係る訓練を推進する必要がある。
- 各家庭、避難所等における防災備蓄を促進する必要がある。また、学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。
- 拠点避難所等の災害対応拠点の電力共有が長期間停止した場合に備えた代替手段を整備する必要がある。
- 避難所運営が円滑に行われるよう、食料や日用品、衛生用品、燃料、電力等を適切に確保する必要がある。

【国・都の取り組み】

- 国においては、緊急支援物資輸送のデジタル化推進や道路啓開計画策定、道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供などに取り組むこととしている。
- 都においては、港湾施設及び航空施設の耐震・耐波性能の強化や多様な輸送手段の活用や備蓄品の充実・確保、災害時の物資輸送体制の整備、道路ネットワークの機能の拡充などに取り組むこととしている。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
○関係機関や区民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報を適切に提供していく必要がある。 ○多数の町会や自主防災組織が参加する、防災訓練を推進し、区民の防災意識の高揚を図る必要がある。 ○身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動を促す必要がある。 ○各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。 ○震災時等に孤立する区民が発生しないよう、要配慮者をはじめ広く、適時・的確な避難情報の発信のほか、適切な避難行動が採れるよう日ごろからの防災意識の向上に努める必要がある。 ○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
【国・都の取り組み】 ○国においては、自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備などに取り組むこととしている。 ○都においては、建物倒壊などによって道路が使用できなくなった場合の対応として、ヘリコプターによる対策の充実などに取り組むこととしている。
2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
○区外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、庁内各部署をはじめ、国、東京都、近隣自治体等と連携して、受け入れ態勢を充実強化する必要がある。 ○救出救助活動等を円滑に行うため、活動の拠点や避難場所となる都立公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の実施に努める必要がある。

○自助・共助を促すため、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災行動に関する計画策定を促す必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、大規模災害時における在日米軍との連携の深化や災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、国際防災協力の推進などに取り組むこととしている。

○都においては、装備・資機（器）材等の充実強化及び人材育成等の推進や災害応急対策の標準化の推進と実効性の強化、応急活動拠点の整備などに取り組むこととしている。

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

○鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を随時的確に得られる仕組みの導入など家族の安全を確認できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。

○滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連設備（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく必要がある。また、徒歩帰宅者や自転車利用者が活用できる自転車駐車場やだれでもトイレの整備を進めていく必要がある。

○行き場のない帰宅困難者による救助・救命活動を妨げることや徒歩帰宅中に二次災害にあうことを避けるため、東京都の帰宅困難者対策条例及び対策内容を広く周知し、一斉帰宅抑制を推進する必要がある。

○行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を確保するほか、東京都の災害時帰宅支援ステーションの情報提供など、支援環境の整備が必要である。

【国・都の取り組み】

○国においては、主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進や帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進などに取り組むこととしている。

○都においては、総合的な帰宅困難者対策の推進や事業者による計画作成の促進及び一時滞在施設の拡充、災害時帰宅支援ステーション等の充実などに取り組むこととしている。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
○震災に備えて、災害拠点病院、緊急通行車両を対象とした、初動期3日間分の応急対策用の燃料確保が課題となっており、対策を講じていく必要がある。 ○緊急医療救護所などで適切な医療が行えるよう、必要な医薬品、医療資機材を確実に確保する必要がある。 ○区内の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的な助言を行う災害医療コーディネーターを中心に、区域内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握し、適切な対応が図られるよう、情報連絡体制を確保する必要がある。 ○電力等のライフラインが機能しなくなることにより、医療機能が麻痺する恐れがあることから、医療機能を確保できる対策を講じる必要がある。
【国・都の取り組み】 ○国においては、国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化や大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成などに取り組むこととしている。 ○都においては、災害拠点病院等の耐震化の推進や医療従事者・東京 DMAT 隊員等の育成等などに取り組むこととしている。
2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
○感染症の発生・まん延を防ぐため、日ごろから適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。 ○避難所など日ごろと異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。 ○避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、0157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防策について情報発信する必要がある。

○放浪動物の咬こう傷事故による感染症予防の観点から、日ごろから狂犬病予防接種ワクチンの接種を進めていく必要がある。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要がある。

○感染症の拡大防止のため、隔離措置を行えるスペースの確保など、避難所のレイアウトを検討する必要がある。また、区内施設の適切な活用について検討する必要がある。

○拠点避難所等における感染症の拡大防止に必要な資機（器）材等の備蓄を進める必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、感染症法に基づく消毒及び害虫駆除等の実施や下水道施設の耐震、耐津波対策、戦略的維持管理・更新などに取り組むこととしている。

○都においては、広域火葬体制の構築や下水道機能の確保などに取り組むこととしている。

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○地域防災計画に定める被害想定に基づく避難者の受入に必要な避難所を適切に指定し、資機（器）材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

○避難所の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮したマニュアル等を整備する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

○避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。

○自力での避難が困難な避難行動要支援者を把握し、避難支援を行う必要がある。

○円滑な避難所運営が行えるよう、区立小・中学校等において、地域とも連携した訓練を行う必要がある。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

【国・都の取り組み】

○国においては、被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築や災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築などに取り組むこととしている。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

○地域との連携・協力による見回り体制の確保、防犯カメラの効果的な設置により、ハード、ソフト両面から防犯体制の確立に努める必要がある。

○警察機能の低下時にも地域が自主的に治安を維持できるよう、区民の防犯意識を高める必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、特別機動警備隊の活動に必要な備品の整備や警察施設の耐災害性の強化などに取り組むこととしている。

○都においては、総合指揮所の改修や代替施設の整備に取り組むこととしている。

3-2) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○区の行政機関等の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。

○災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集伝達手段等を確保する。

○行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる事業継続体制を強化する対策について取り組みを進めていく必要がある。

○区職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化や防災対応力向上等の取り組みを進める必要がある。

○事業継続計画（BCP）及び事業継続管理（BCM）により、人材、資源等事業継続に必要な体制を確保する必要がある。また、実効性を確保するため常に見直しや改善などの取り組みを促進する必要がある。

○災害対応に必要な知識、スキルの習得のため、日ごろより研修や講習会等への参加を積極的に行い、必要な技術の取得に努める必要がある。

○拠点避難所等の災害対応拠点の電力供給が長期間停止した場合に備えた代替手段を整備する必要がある。

○災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。また、関係機関と明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、国と地方の防災を担う人材の育成や防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進などに取り組むこととしている。

○都においては、事業継続管理（BCM）の適切な運用などに取り組むこととしている。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○情報通信の停止による応急対策への支障、被災者の混乱等をなるべく最小限に抑えるため、外部の関係事業者及び通信事業者への協力依頼を行う必要がある。

○区立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などが必要である。

○災害対応時に向け、多様な通信手段を確保し、様々な事態に備えた情報連絡体制を確保する必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、災害時の通信サービス確保のための連携の拡大・普及に関する対策や防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新などに取り組むこととしている。

○都においては、防災関係機関の情報通信手段の多様化などに取り組むこととしている。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○区民等が必要とする災害情報の充実に向け、防災行政無線、ホームページ、Twitter 等の SNS、防災マップアプリなど情報発信の多様化を図る必要がある。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

○災害対応時に向け、多様な通信手段を確保し、様々な事態に備えた情報連絡体制を確保する必要がある。

○テレビ・ラジオなどの不通時に備え、日ごろより、必要な防災情報や避難情報などについて防災パンフレットや防災マップなど様々な媒体で情報伝達を行う必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進などに取り組むこととしている。

○都においては、情報発信手段の多様化などに取り組むこととしている。

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○区民等が必要とする災害情報の充実に向け、防災行政無線、ホームページ、Twitter 等の SNS、防災マップアプリなど情報発信の多様化を図る必要がある。

○災害対応時に向け、多様な通信手段を確保し、様々な事態に備えた情報連絡体制を確保する必要がある。

○緊急時に安定して必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄及び輸送の拠点を整備する必要がある。

○区民の安否確認手段の周知など、区民相互の情報連絡等が行える環境を整備する必要がある。

○日ごろから、企業等へ対して防災啓発を行い、防災対応力を向上させる必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、ICT を活用した災害時の情報収集・提供や技術試験衛星 9 号機 (ETS-9) 等の通信衛星の開発などに取り組むこととしている。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、老朽化した橋梁の架替・耐震補強等の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、

発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取り組みを推進する必要がある。

【国・都の取り組み】

- 国においては、民間企業及び企業間・企業体・業界等における事業継続計画（BCP）の策定促進及び事業継続管理（BCM）の普及推進や港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発などに取り組むこととしている。
- 都においては、中小企業の事業継続計画（BCP）策定促進や道路・港湾機能の維持管理などに取り組むこととしている。

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。
- 拠点避難所等の災害対応拠点の電力共有が長期間停止した場合に備えた代替手段を整備する必要がある。

【国・都の取り組み】

- 国においては、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立や災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立分散型エネルギーの利用拡大、燃料備蓄の促進などに取り組むこととしている。
- 都においては、燃料供給ルートを確実に確保するため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架替・耐震補強等の実施などに取り組むこととしている。

5-3) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取り組みを推進する必要がある。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

○大規模災害時においても円滑に食料等を供給するため、食料の優先供給や輸送に係る協定締結団体の確保や締結済団体との連携・協力体制の構築の促進・普及啓発を一層促進する必要がある。

○日ごろからの取り組みとして、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図っていく必要がある。また、緊急時においては、備蓄の活用、国や東京都からの受入の確保といった対策を着実に実施する必要がある。

○緊急時に安定して必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄及び輸送の拠点を整備する必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築や応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進などに取り組むこととしている。

○都においては、道路・港湾・空港等の災害対応力の強化や市場における災害対策の強化などに取り組むこととしている。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

○都市生活の基幹をなす電気、ガス等のライフラインの被災による都市機能混乱を最小限に抑えるために、区及び関係機関が相互に連携、協力し、応急対応に取り組む必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立や送電網の整備・強化対策、製油所等の緊急入出荷能力の強化などに取り組むこととしている。

○都においては、国と連携して自立分散型エネルギーの利用拡大、燃料備蓄の促進などに取り組むこととしている。

6-2) 上水道の長期間にわたる供給停止

○避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を行う必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、水道施設の耐震化や耐水化等の推進や水道の応急対策の強化などに取り組むこととしている。

○都においては、水源から給水に至る水道システム全体の耐震化と導送水管の二重化・ネットワーク化などバックアップ機能の強化や給水所の耐震などに取り組むこととしている。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○災害時におけるトイレ機能を確保するため、避難所などについては、施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールを活用するなどトイレを確保する必要がある。

○汚水処理施設が使用できない場合においても、し尿の処理が適切に行えるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、下水道施設の耐震、耐津波対策、下水道施設の戦略的維持管理・更新などに取り組むこととしている。

○都においては、下水道管とマンホールの接続部の耐震化や水再生センター、ポンプ所の耐震化などに取り組むこととしている。

6-4) 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

○被害を最小限に留めるため、道路橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新など、道路交通網の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要がある。

○発災時に道路閉塞によって救助・救援や緊急物資の輸送が滞らないようにするため、迅速な道路啓開が行える体制を構築し、関係機関との連携を強化していく必要がある。

○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、迅速な取り組みを推進する必要がある。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

【国・都の取り組み】

○国においては、道路橋梁の耐震補強や TEC-FORCE 等の派遣など、発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等などに取り組むこととしている。

○都においては、道路ネットワークの拡充や道路の防災対策の推進、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化などに取り組むこととしている。

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○区役所本庁舎や避難所といった災害時における活動拠点となる防災インフラについては、耐震化や計画的な施設改修を適切に実施するほか、必要な資機（器）材等の配備も行い、防災対応力を強化する必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進や地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備などに取り組むこととしている。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○「江東区耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化にかかる助成事業の普及啓発を進め、災害時における支援物資の円滑な輸送に資する緊急輸送道路沿道建築物をはじめ、住宅など民間建築物の耐震化を促進する必要がある。

○震災時の火災予防・被害軽減のため、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）では、専門家派遣、戸別訪問、現地相談ステーションの設置や、除却費や設計費の一部を助成するなど、さまざまな施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。

○震災時の火災予防・被害軽減のため、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）では、延焼遮断帯に囲まれた市街地においても、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える幅員 6 m 以上の道路（防災生活道路）への拡幅整備等を進めることで、防災上重要な道路のネットワークを確保する必要がある。さらに、老朽建築物除却後の跡地をコミュニティ広場や、児童遊園等に整備するなど、防災性の向上に資する取り組みを行う必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、密集市街地等の改善に向けた対策の推進や避難場所等となる公園、緑地、広場等の整備や老朽化対策の推進などに取り組むこととしている。

○都においては、木造住宅密集地域（整備地域）における市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備などに取り組むこととしている。

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

○災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、老朽化した橋梁の架替・耐震補強等の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

○災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

○「江東区耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化にかかる助成事業の普及啓発を進め、災害時における支援物資の円滑な輸送に資する緊急輸送道路沿道建築物をはじめ、住宅など民間建築物の耐震化を促進する必要がある。

○建物や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策などに取り組むこととしている。

○都においては、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進などに取り組むこととしている。

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

○有害物質の大規模拡散、流出を防ぐため、日ごろから測定・監視を行う必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の策定などに取り組むこととしている。

○都においては、有害物質等の管理体制の強化として放射線を使用する医療機関や毒物・劇物保管管理施設への立入検査や放射線使用施設に対する安全管理の徹底などに取り組むこととしている。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地（必要面積）を選定するほか、がれき処理マニュアルを策定する必要がある。

○大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制を構築し、関連業者・団体との協力体制を構築していく必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、災害廃棄物仮置場整備の支援や海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築、貨物鉄道の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施などに取り組むこととしている。

○都においては、がれき処理マニュアルの策定促進や震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、民間団体や近隣自治体との協力体制の構築などに取り組むこととしている。

8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。

○復興の基盤整備を担う建設業の人材の確保など協力協定締結により様々な企業等と連携し、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

○災害時に災害ボランティアが円滑に活動できる体制を構築する必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、円滑な復旧・復興に向けた取組の強化や防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進、防災に関する知識及び技術の普及などに取り組むこととしている。

○都においては、迅速な救援・復旧活動等のための関係機関との連携体制の構築や災害ボランティアコーディネーターの育成などに取り組むこととしている。

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

○被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、流域治水対策や大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策などに取り組むこととしている。

○都においては、東京港沿岸部における海岸保全施設の耐震・耐水対策等の推進や高潮防潮扉の遠方制御の自動化などに取り組むこととしている。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○区が所有する文化財について確実な保存や継承に向けた取り組みが必要である。

○生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保つために緑化を推進する必要がある。併せて、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する必要がある。

○コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。そのため、日ごろから地域での共同活動等の充実を図る必要がある。

【国・都の取り組み】

○国においては、国指定等文化財の防災施設の整備や博物館資料の保管環境整備の推進、山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進などに取り組むこととしている。

○都においては、「市街地の事前復興の手引」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や復興訓練の実施等、区市町村における事前対策を促進し、迅速な都市復興への取組を強化などに取り組むこととしている。

3.3 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
○災害後の円滑な復旧復興を図るために、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが必要となる。 ○住家の被害認定調査など、発災時に区が対応すべき事項について、日ごろからの確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。 ○大規模災害時には、応急仮設住宅設置など様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、日ごろより応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用を見込み、整理しておく必要がある。
【国・都の取り組み】 ○国においては、災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進や登記所備付地図作成作業などに取り組むこととしている。
8-6) 社会的風評被害や信用不安等による経済等への甚大な影響
○災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。 ○災害における被害状況や社会的状況について、適切に情報収集を行い、正確に情報発信し、風評被害を防ぐ必要がある。
【国・都の取り組み】 ○国においては、災害発生時に、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮した初動対応が可能となる体制構築の推進などに取り組むこととしている。

第4章 国土強靱化の推進

4.1 推進方針

第3章の脆弱性評価を分析・検討し、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するための推進方針を、東京都の計画に準じて以下のとおり取りまとめた。

1. 直接死を最大限防ぐ

<推進方針>

- 都市基盤施設の整備及び改修や建築物等の耐震化・不燃化等のハード面の対策と、防災訓練や防災教育等のソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進する。
- 高齢者や障害者などの要配慮者等様々な立場に配慮した安全確保等の取り組みを、女性の視点も踏まえつつきめ細かく推進する。
- 地域の自助・共助の意識、防災意識の醸成を図り、公助との適切な役割分担・連携による一体的な取り組みを推進する。
- 地盤が低く内部河川も多いため、過去に既成市街地を中心に区内各所で発生した集中豪雨等による都市型水害に対し、適切な対策を講じていく。
- 木造住宅密集地域など地震による総合危険度が高く、都市基盤が脆弱で災害に弱い地域への対策を講じていく。
- 情報の収集・発信・伝達手段の多様化・充実化や行政区域を超えた広域的な連携等を進め、適切な避難行動を実現する。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

<推進方針>

- 建築物や道路、橋梁等のインフラ施設等の災害対応力を強化する。
- 輸送手段の多様化等、災害時の冗長性・代替性を確保する。
- 備蓄品の充実・確保や円滑な物資調達のための準備を進めるとともに、災害時の輸送体制を整備する。
- 自主防災組織等の参加する防災訓練の実施等により、区民・事業者の防災意識を高揚させ、地域の災害対応力の向上を図る。
- 災害時の情報伝達・情報共有の円滑化に向け、多様な情報通信手段の確保や情報連絡体制を強化する。
- 多様な主体間の連携を強化する。
- 多種多様な災害に対応できる人材を育成するとともに、装備・資機材を充実強化する。
- 応急活動拠点を整備し、受援体制を強化する。
- 医療機関が災害時にも継続的に業務を行えるよう、事業継続計画（BCP）の作成や防災訓練等を促進する。
- 一斉帰宅の抑制の徹底や一時滞在施設の確保等、総合的な帰宅困難者対策を推進する。

4.1 推進方針

○予防接種、消毒、害虫駆除等、日ごろから疾病・感染症等の発生防止策を講じておく。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

＜推進方針＞

- 防災上重要な公共施設・ライフライン等の災害対応力の強化や代替施設の整備等を推進する。
- 行政機関内の情報連絡体制を整備する。
- 事業継続管理（BCM）を適切に運用し、行政機関の災害対応力を強化する。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

＜推進方針＞

- 被災者の通信手段の確保のため、電気通信設備の耐震化、停電対策等を推進する。
- 情報発信手段の多様化を図るとともに、多様化に必要な情報通信基盤の整備を推進する。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

＜推進方針＞

- 企業へ対し、事業継続計画（BCP）の策定を促進し、経済活動の継続力を強化する。
- 施設の整備・耐震化、関係者間の連携強化、事業継続計画（BCP）の実効性向上等により、企業、重要な産業施設、道路等の災害対応力を強化する。
- 道路閉塞の防止対策を進めるとともに、迅速な道路啓開等に向けた体制を構築する。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

＜推進方針＞

- ライフライン施設の多重化・複線化や耐震化等災害対応力を強化するとともに、代替路の確保、輸送手段の多様化など、災害時の冗長性・代替性を確保する。
- 道路の防災対策を強化する。
- 自家発電機による電力確保等、自立分散型エネルギーの利用を拡大する。
- 電気設備・電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化の取り組みを推進する。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

＜推進方針＞

- 都市基盤施設の整備及び改修や建築物等の耐震化・不燃化等のハード対策、防災訓練等による地域防災力の向上等のソフト面の対策を組み合わせた取り組みを推進する。
- 緊急通行車両等の円滑な通行のための体制を整備するとともに、交通の安全を確保する。
- 有害物質等の監視体制を強化する。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<推進方針>

- がれきの処理方法や復興まちづくりなどの事前検討、り災証明書発行システムの導入など迅速な復旧・復興を実現するための取り組みを推進する。
- 復旧・復興を担う人材を養成する。
- 広域・長期にわたる浸水被害を防ぐため、堤防・水門、海岸保全施設等の耐震・耐水対策等を推進する。
- 各種情報を的確かつ迅速に発信できる体制を整備し、風評被害等による経済等への影響を回避する。

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

脆弱性評価の結果を受け、起きてはならない最悪の事態回避に向けた関連施策を記載し、あわせて主な取り組み主体を記載した。また、各施策の進捗を測る重要業績指標について、現状値と目標値を記載した。

1. 直接死を最大限防ぐ

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
① 公共施設の整備・改築・耐震化等 【営繕課/学校施設課】 （関連所管課：地域振興課/文化観光課/スポーツ振興課/区民課/長寿応援課/障害者施策課/健康推進課/保健予防課/こども家庭支援課/保育計画課/庶務課/学務課/地域教育課/江東図書館） 各施設について、発災時に危険が発生しないよう、新設時等の防災対策の強化や公共施設の耐震化の促進のほか、築年数の経過等に応じた各設備及び建物等の改築・改修工事を行う。 ② 学校における地域防災力の向上 【防災課/庶務課】 「江東区学校防災マニュアル」に基づき、各学校で地域の拠点避難所として災害時対応の確認や事前準備を進めるとともに、地域防災力の向上に向けて「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催し地域との連携を図る。災害時の帰宅困難児用備蓄物資について、こどもの増加に応じた適正な配備を進める。 ③ 学校、幼稚園における防災計画の作成 【防災課/庶務課】 「江東区学校防災マニュアル」に基づき、児童・生徒等の安全確保の体制、安全指導計画等を記載した「学校（園）防災計画」を作成する。 ④ 災害対応マニュアルの充実 【防災課】 各種マニュアルの記載内容の統合・整理を進め、マニュアル間の関連性を高めるとともに、訓練やイメージトレーニングなどの実施結果（教訓）を効果的に反映させるスキームを検討する。 ⑤ 民間社会福祉施設の整備・改修・耐震化の推進 【長寿応援課/障害者施策課/保育計画課】 社会福祉事業を行う事業者施設について、災害時に危険が発生しないよう、防災対策を施した施設整備や既存の施設に対して耐震化を図るほか、築年数の経過等に応じた各設備及び建物等の改築・改修工事の推進を図る。 ⑥ 保育施設の防災対応力の向上 【保育計画課/保育課】 区内保育施設等（以下、「施設等」とする。）は、災害の発生に際して、園児の安全を確

保すること及び保育目的を達成するために、防災体制を明確にする。なお、施設等は、区と協力し、施設の防災体制及び「こども未来部所管施設発災時初動対応手順（以下、「発災時初動対応手順」とする。）」について、状況に応じて見直しを図る。また、施設長は、災害時の避難訓練、「発災時初動対応手順」に基づく訓練及び職員研修等を実施して、有事に備える。

⑦ 区営住宅の整備

【住宅課】

老朽化した昭和 50 年代前半建設の区営住宅について、住宅性能の確保、管理コストの縮減を目的に建替え・集約を行う。

⑧ 区営住宅の改修

【住宅課】

昭和 50 年代後半以降建設の区営住宅について、各設備及び建物の改修を行う。

⑨ マンション計画修繕調査支援事業の実施

【住宅課】

大規模な修繕に取り組む目的で建物及び設備に関する修繕箇所や工事内容等の調査を実施する区内のマンションの管理組合等に対し、必要な調査費の補助を行う。

⑩ 液状化対策における情報発信の強化

【建築課】

東京都が実施する液状化予測図の見直しや東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策の指針などを、情報提供する。

⑪ 細街路の拡幅整備

【建築調整課】

現状幅員 4 m 未満の道路で、建築基準法第 42 条第 2 項または第 42 条第 1 項第 5 号の適用を受ける道路に面する敷地の所有者等からの申請を受けて、拡幅整備工事を行う。

⑫ 民間建築物の耐震化の促進

【建築調整課】

民間建築物の耐震化を促進するため、一定の要件を備える民間建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修経費等の一部を補助する。

⑬ ブロック塀等の撤去の促進

【建築調整課】

地震時の道路の通行人の安全性を確保するため、道路に面したブロック塀等の所有者に対し撤去工事費用の助成を行うことにより、区内に存在する安全性を確認できないブロック塀等の撤去を促進する。

⑭ 防災性・安全性の高い市街地の形成

【地域整備課】

市街地再開発事業の実施により、耐火性・耐震性を有する建築物や防災上有効な広場、道路等を整備する。

⑮ 道路の無電柱化

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

【道路課】

区道における無電柱化を推進し、緊急車両が安全、円滑に通行できるようにし、迅速な復旧活動を実現する。

⑩ 橋梁の改修

【道路課】

老朽化した橋梁を計画的に架替・改修・塗装することにより耐用年数を延ばすとともに、大地震に備えて耐震補強を行う。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合区民センターの改修	総合区民センター	工事		
地区集会所の改修	平野地区集会所	設計	工事	
文化学習施設の改修	江東区文化センター	工事		
歴史文化施設の改修	深川江戸資料館	工事		
区民体育館の改修	①亀戸スポーツセンター ②スポーツ会館	①工事 ②	① ②設計	① ②工事
屋外区民運動施設の改修	①夢の島野球場 ②夢の島競技場	①工事 ②設計	① ②工事	①工事 ②工事
出張所の改修	①白河出張所 ②大島出張所	①工事 ②工事	① ②	① ②
福祉会館の改修	①大島福祉会館 ②塩浜福祉会館	①工事 ②	① ②工事	① ②工事
高齢者在宅サービスセンターの改修	①江東ホーム高齢者在宅サービスセンター ②北砂ホーム高齢者在宅サービスセンター	①工事 ②設計	①工事 ②工事	① ②工事
特別養護老人ホームの整備	①新規整備 ②改築（深川二丁目）	①設計 ②工事	①工事 ②	①工事 ②
特別養護老人ホームの改修	①江東ホーム ②北砂ホーム ③塩浜ホーム	①工事 ②設計 ③	①工事 ②工事 ③	① ②工事 ③設計
認知症高齢者グループホームの整備	新規整備（施設）	2	2	2
介護専用型ケアハウスの整備	新規整備（施設）			1
都市型軽費老人ホームの整備	新規整備（施設）			1
障害者福祉施設の改修	①塩浜福祉園 ②こども発達センター ③障害者福祉センター ④こども発達扇橋センター	① ② ③ ④	①工事 ②工事 ③設計 ④設計	①工事 ②工事 ③工事 ④工事
障害者入所施設の整備	新規整備（塩浜二丁目）	工事		
障害者グループ	新規整備（施設）	1		

ホームの整備				
児童館の改修	①大島第二児童館 ②塩浜児童館	① 工事 ②	① ② 工事	① ② 工事
保育園の整備	定員増数(人)	458	505	67
保育園の整備 (改築)	辰巳第二保育園	工事		
保育園の改修	大規模改修(園)	4	3	1
区営住宅の 整備(改築)	①猿江一丁目アパート ②大島五丁目住宅 ③塩浜住宅	①設計・工事 ②設計・工事 ③	① 工事 ② 工事 ③	① 工事 ② 工事 ③設計・工事
区営住宅 の改修	①森下二丁目住宅 ②塩浜一丁目住宅 ③北砂七丁目住宅 ④東陽一丁目住宅	① ② 工事 ③設計・工事 ④	① ② ③ 工事 ④ 工事	① 工事 ② ③ ④ 工事
マンション 計画修繕 調査支援事業	年間助成件数(件)	35	35	35
細街路の 拡幅整備	拡幅整備延長(m)	1,000	1,000	1,000
民間建築物 耐震促進事業	①木造住宅無料簡易診断件数(件) ②木造住宅精密診断助成件数(件) ③木造住宅耐震改修助成件数(件) ④非木造住宅等耐震診断助成件数(件) ⑤非木造住宅等耐震設計助成件数(件) ⑥非木造住宅等耐震改修助成件数(件) ⑦耐震化アドバイザー派遣件数(件) ⑧マンション耐震診断助成件数(件) ⑨マンション耐震設計助成件数(件) ⑩マンション耐震改修助成件数(件) ⑪民間特定建築物耐震診断助成件数(件) ⑫民間特定建築物耐震設計助成件数(件) ⑬民間特定建築物耐震改修助成件数(件) ⑭緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成件数 (件) ⑮緊急輸送道路沿道建築物耐震設計助成件数 (件) ⑯緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成件数 (件) ⑰特定緊急輸送道路沿道建築物耐震設計助成 件数(件) ⑱特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成 件数(件) ⑲特定緊急輸送道路沿道建築物建替・除却助成 件数(件) ⑳老朽建築物除却助成件数(件)	①60 ②6 ③4 ④2 ⑤1 ⑥1 ⑦15 ⑧9 ⑨4 ⑩4 ⑪2 ⑫2 ⑬2 ⑭3 ⑮2 ⑯2 ⑰4 ⑱4 ⑲2 ⑳90	①60 ②6 ③4 ④2 ⑤1 ⑥1 ⑦15 ⑧9 ⑨4 ⑩4 ⑪2 ⑫2 ⑬2 ⑭3 ⑮2 ⑯4 ⑰4 ⑱4 ⑲2 ⑳90	①60 ②6 ③4 ④2 ⑤1 ⑥1 ⑦15 ⑧9 ⑨4 ⑩4 ⑪2 ⑫2 ⑬2 ⑭3 ⑮2 ⑯4 ⑰4 ⑱4 ⑲2 ⑳90
道路の 無電柱化	①仙台堀川公園周辺路線 ②新砂一丁目	①設計・ 移設・工事 ②移設	①設計・ 移設・工事 ②工事	①設計・ 移設・工事 ②設計・工事
橋梁の改修 (架替)	①清水橋 ②巽橋 ③弁天橋 ④緑橋	① 工事 ② 工事 ③ ④	① 工事 ② 工事 ③ 工事 ④	① ② ③ 工事 ④ 工事
橋梁の改修 (改修)	点検調査			調査
校舎等の増設	数矢小学校	暫定増設		

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

校舎等の 改修（改築）	①第二大島中学校 ②第二大島小学校 ③小名木川小学校 ④第六砂町小学校	① 工事 ② 工事 ③ 設計 ④	① ② 工事 ③ 設計 ④	① ② 工事 ③ 工事 ④設計
校舎等の 改修（改修）	①数矢小学校 ②元加賀小学校 ③深川第二中学校 ④明治小学校 ⑤小学校・中学校・幼稚園	①工事 ②工事 ③工事 ④ ⑤改築・改修のほか、施設の状況に応じた改修を各校・園にて実施	① ② ③工事 ④工事 ⑤改築・改修のほか、施設の状況に応じた改修を各校・園にて実施	① ② ③ ④工事 ⑤改築・改修のほか、施設の状況に応じた改修を各校・園にて実施
江東きつず クラブの 改修（改築）	①二大 ②小名木川 ③六砂	① 工事 ② 設計 ③	① 工事 ② 設計 ③	① 工事 ② 工事 ③ 設計
江東きつず クラブの 改修（改築）	①大島第二児童館 ②数矢 ③元加賀 ④明治	① 工事 ② 工事 ③ 工事 ④	① ② ③ ④ 工事	① ② ③ ④ 工事
図書館の 改修	①城東図書館 ②深川図書館 ③東雲図書館	① 工事 ② 工事 ③ 設計	① ② ③ 工事	① ② ③

(1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① 避難体制の整備

【防災課】

的確な避難情報の発令、迅速な避難所の開設、さらに避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

② 消火器ネットワーク構築の推進

【防災課】

地域住民による初期消火をスムーズに行えるよう、街頭消火器を設置する。

③ 消防団の活動体制の充実

【防災課】

初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、活動しやすい環境や資機（器）材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

④ 出火・延焼の抑制

【地域整備課】

木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区（北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部）において、不燃領域率 70%の実現を目指す。また、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づき、当該地区における防災性の向上及び住環境の改善のため、防災生活道路（幅員 6 m 以上）及び不燃化小規模空地（広場・公園）の整備を推進する。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不燃化特区 推進事業	①戸別訪問件数(狭あい道路等対策)(件)	①200	①200	①200
	②戸別訪問件数(不燃化促進)(件)	②200	②200	②200
	③事業推進勉強会開催回数(回)	③2	③2	③2
	④老朽建築物除却助成件数(件)	④45	④45	④45
	⑤老朽建築物住替助成件数(件)	⑤6	⑤6	⑤6
	⑥不燃建替設計助成件数(件)	⑥20	⑥20	⑥20
	⑦不燃建替監理助成件数(件)	⑦20	⑦20	⑦20
	⑧不燃共同化建替設計助成件数(件)	⑧3	⑧3	⑧3
	⑨不燃共同化建替監理助成件数(件)	⑨3	⑨3	⑨3

(1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

① 津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定の締結

【防災課】

民間企業や集合住宅の管理組合等と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結し、東京湾内に大津波警報が発表された場合などにおいて、区民等が一時的に避難できるスペースとして一時避難施設を確保する。これにより、想定を超える津波被害に不安を抱く区民等に安心を提供するとともに、200年に1度の発生確率といわれる荒川氾濫等、万が一の大規模水害にも備える。

② 避難体制の整備

【防災課】

的確な避難情報の発令、迅速な避難所の開設、さらに避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

③ 情報伝達手段の充実・強化

【危機管理課/防災課】

防災、災害に関する情報の伝達については、防災行政無線（同報無線）、緊急速報メール、こうとう安全安心メール、ホームページ、こうとう区報、ツイッター・フェイスブック等のSNS、一斉情報配信システム、防災マップアプリ、FMラジオ等の活用により区民への情報伝達手段の多様化を図る。また、災害情報システムによる効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を含めた区の広報活動の迅速化を図る。

④ 避難情報等の伝達体制の充実・強化

【防災課】

洪水による浸水被害等を最小限に抑えるため、区は、気象情報に関する各種警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、避難情報などを区民等にいち早く伝達する体制の強化に継続的に取り組む。

⑤ 要配慮者利用施設避難確保計画の策定推進

【防災課】

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

水害が発生した際の浸水想定区域内に位置する、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を必要とする者）が利用する施設に対して、避難確保計画の策定に係る支援を行う。

⑥ 都市型水害への対策

【防災課/河川公園課】

市街地の進展に伴い地下に雨水が浸透しにくくなり、下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから下水道管から雨水があふれ出る、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。そのため、国・東京都が進める河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策に関する協力を図る。

⑦ 水害に関する防災意識の啓発

【防災課/河川公園課】

国、東京都が作成する洪水・高潮の浸水想定区域や内水(大雨浸水)の浸水予想区域図の周知・啓発を推進する。そのため区は洪水、高潮、大雨を起因とする水害ハザードマップを作成・公表するとともに、情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。さらに水防資材の整備等を含めて、東京都と連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。

⑧ 江東区雨水流出抑制対策の推進

【管理課】

江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたっては、雨水貯留・浸透施設の設置を促進する。

⑨ 透水性舗装道路の整備

【道路課】

道路上に降った雨を、歩道の透水性舗装や雨水浸透枳により、地下へ浸透させる。

⑩ 水防活動の実施

【河川公園課】

洪水や高潮が発生する前より、河川を巡視し、必要箇所には土のうの積上げ、シートの設置など水害の被害を未然に防止・軽減するため、水防組織が連携して、水防活動に取り組む。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 食料等の確保

【防災課】

被害想定で推定されている避難所生活者の1日分の食料及び乳幼児（2歳未満）用の粉ミルクの3日分を備蓄する。また、東京都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の食料の確保に努める。

② 生活必需品等の確保

【防災課】

生活必需品の供与は災害が発生し、災害救助法の適用があれば東京都が実施することとなるが、区は、災害救助法の適用に至らない災害及び東京都が救助を実施するまでの応急援助として、必要な生活必需品の確保を図る。

③ 飲料水及び生活用水の確保

【防災課/課税課/納税課】

飲料水については都と連携して訓練を行い、災害時には円滑な応急給水が実施できるよう努める。生活用水については区立学校のプールや既存の防災井戸等の活用による確保に努めていく。

④ 拠点避難所の電源整備

【防災課/学校施設課】

災害による停電時において商用電源が回復するまでの電源を確保するため、拠点避難所である各小・中学校等体育館の電気設備改修を行い、外部電源の接続を可能にするとともに、外部電源として体育館用発電機を設置する。

⑤ 地球温暖化防止設備導入助成事業

【温暖化対策課】

太陽光発電や省エネルギー設備等を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成し、江東区におけるCO₂排出削減を図る。

⑥ 再生可能エネルギー等の活用

【温暖化対策課】

区立施設の新築・改築等の機会を捉え、再生可能エネルギーを利用した太陽光発電システムや、雨水を有効利用するための設備を可能な限り設置し、江東区におけるCO₂排出削減と環境負荷の軽減を図る。

⑦ 道路の改修

【道路課】

歩行者及び車両が安全に通行できるよう、破損の著しい路線を改修する。

⑧ 道路の無電柱化

【道路課】

区道における無電柱化を推進し、緊急車両が安全、円滑に通行できるようにし、迅速な

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

復旧活動を実現する。

⑨ 橋梁の改修

【道路課】

老朽化した橋梁を計画的に架替・改修・塗装することにより耐用年数を延ばすとともに、大地震に備えて耐震補強を行う。

⑩ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築

【道路課】

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、東京都、防災関係機関等と連携し、情報収集や障害物の除去、道路啓開ができる体制を構築する。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
拠点避難所の電源整備	①電源設備(か所) ②発電機(か所)	①16 ②25	①8 ②16	① ②8
地球温暖化防止設備導入助成事業	①太陽光発電システム(戸建・事業所)助成件数(件) ②太陽光発電システム(集合住宅)助成件数(件) ③家庭用燃料電池助成件数(件) ④次世代自動車助成件数(件) ⑤蓄電池(戸建・事業所)助成件数(件) ⑥蓄電池(集合住宅)助成件数(件)	①15 ②1 ③50 ④40 ⑤20 ⑥1	①15 ②1 ③50 ④40 ⑤20 ⑥1	①15 ②1 ③50 ④40 ⑤20 ⑥1
再生可能エネルギー等の活用	①太陽光発電施設数（施設・累計） ②雨水利用施設数（施設・累計）	①18 ②57	①18 ②57	①19 ②58
主要生活道路の改修	道路改修（㎡）	25,000	25,000	25,000
道路の無電柱化	①仙台堀川公園周辺路線 ②新砂一丁目	①設計・移設・工事 ②移設	①設計・移設・工事 ②工事	①設計・移設・工事 ②設計・工事
橋梁の改修（架替）	①清水橋 ③巽橋 ④弁天橋 ⑤緑橋	①工事 ②工事 ③ ④	①工事 ②工事 ③工事 ④	① ② ③工事 ④工事
橋梁の改修（改修）	点検調査			調査

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① 自助による区民の防災力向上

【広報広聴課/防災課/福祉課/障害者支援課/河川公園課】

区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という自覚を高め、自主的に防災対策に取り組むよう、積極的な広報・啓発活動を実施する。また、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、要配慮者への情報提供や防災知識の普及等を推進する。

② 防災用品のあっせん

【防災課】

保存食料、飲料水、地震対策用品などの家庭用防災用品をあっせん価格で販売する。

③ 地域による共助の推進

【防災課】

共助の中核を担う自主防災組織（災害協力隊）の拡充を図り、地域ごとの災害時連携体制を強化し、区内全域における活動展開を促進することにより、共助を推進する。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護、避難行動要支援者の安否確認・避難支援に関する実践的かつ効果的な防災訓練や体制の構築を推進する。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民間防災組織	①災害協力隊数（隊）	①328	①330	①332
育成事業	②防災士資格取得者数（人）	②415	②455	②495

(2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消火器ネットワーク構築の推進

【防災課】

地域住民による初期消火をスムーズに行えるよう、街頭消火器を設置する。

② 消防団の活動体制の充実

【防災課】

初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、活動しやすい環境や資機（器）材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

③ 初動対応体制の整備

【防災課】

区と防災関係機関が一体となって活動を展開できるよう、円滑な初動対応体制を構築する。

④ 応急活動拠点の整備

【防災課】

東京都及び関係機関と連携し、区内の利用可能なオープンスペースの把握に努める。

⑤ 情報連絡体制の整備

【防災課】

区各部課及び関係機関相互の連絡体制を整備する。また、東京都と連携を図り、より機能的に対応できる体制づくりに努める。

⑥ ボランティアとの連携

【福祉課】

発災時に避難所等のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、江東区社会

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。

(2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

① 災害時における協力協定の締結

【防災課】

民間企業等との協定締結を推進し、帰宅困難者等の受入、災害時の物資供給、災害時応急活動等の災害時協力体制の事前構築を図る。

② 帰宅困難者対策条例の周知

【防災課】

帰宅困難者に関する対策全般について、東京都帰宅困難者対策条例に基づく各主体の取り組み推進を主とし、当条例で規定された内容を実施するための計画を策定の上、条例の内容を区民及び事業者等に周知していく。(従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など)

③ 帰宅困難者への情報通信体制整備

【防災課】

国、東京都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。

④ 一時滞在施設の確保

【防災課】

駅周辺の滞留者や、外出者のうち帰宅が困難な者に対し、帰宅が可能になるまで待機する一時滞在施設を確保する必要がある。このため、国・東京都・区は広域的な観点から公共施設・民間事業所を問わず、一時滞在施設の確保に努める。

⑤ 区立公園の改修

【河川公園課】

老朽化した公園・児童遊園に防災機能等、新しい機能を盛り込み整備するほか、緑豊かな公園整備を行う。

⑥ だれでもトイレの整備

【河川公園課】

老朽化が進んだ公衆便所を障害者・高齢者・妊婦・乳幼児を連れている保護者等が利用しやすい「だれでもトイレ」として整備する。

⑦ 自転車駐車場の整備

【交通対策課】

公共交通機関である駅周辺に自転車駐車場を整備する。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区立公園 の改修	①（仮称）大島九丁目公園 ② 仙台堀川公園 ③ 区立公園（大規模改修）（園） ④ 区立公園（小規模改修）（園） ⑤ 区立児童遊園（大規模改修）（園） ⑥ 区立児童遊園（小規模改修）（園）	① 設計 ② 工事 ③ 1 ④ 3 ⑤ 1 ⑥ 2	① 工事 ② 工事 ③ 1 ④ 3 ⑤ 1 ⑥ 2	① 工事 ② ③ 1 ④ 3 ⑤ 1 ⑥ 2
だれでもトイレの 整備	だれでもトイレ（か所）	4	4	4

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① ライフライン関係機関との協力体制の構築

【防災課】

電力等のライフラインが供給・機能停止した際の被害を最小限に抑え、円滑な復旧作業の実施のため、関係機関との連携・協力体制の構築を図る。

② 初動医療体制の整備

【健康推進課】

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、区災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。また、関係各部や警察署、消防署等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。

③ 医薬品・医療資機（器）材の確保

【健康推進課】

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資機（器）材の備蓄に加え、薬剤師会等と協力し医薬品等の卸売販売業者も活用した医薬品等の供給体制を強化する。

④ 医療施設の基盤整備

【健康推進課】

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

(2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 避難所における感染症対策（新型コロナウイルス感染症対策）

【防災課】

避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、区民に対し、避難所への避難だけでなく、自宅での安全確保が可能であれば在宅避難等、様々な避難行動があるということについて区報やホームページ等を活用し、周知する。また、避難所には人が多く集まることから、新型コロナウイルスの感染が拡大するリスクがあり、避難所に避難する際には

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

マスクを着用する等、感染リスクに十分配慮する。また、避難所内での接触機会を減らすためにも、台風等の一時避難の際には、食料など必要な物資は各自で予め確保した上での避難について周知する。加えて、避難所開設の際には受付時の検温、問診をもとに、自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある避難者は、一般避難者とは別にそれぞれのスペースで受入をすべく、区分け（ゾーニング）するほか、各避難スペースまでの動線や使用するトイレ等も分ける等の方針検討を進めていく。

② 感染症対策に留意した備蓄の推進

【防災課】

感染症対策に必要な物資と必要数について検討し、拠点避難所等への備蓄を進めていく。

③ 遺体の取扱い

【区民課/健康推進課/生活衛生課/管理課/交通対策課】

災害に際し、死亡者が発生したときは、遺体の取扱い、埋葬の各段階において、区並びに東京都各機関及び防災関係機関相互の連絡を緊密にし、遅滞なく処理を行う。

④ 狂犬病予防事業の実施

【生活衛生課】

狂犬病予防法に基づき、犬による事故の未然防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射接種、適正飼養を推進する。

(2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

① 避難所における訓練の実施

【防災課】

災害応急対策の習熟、各関係機関の相互連携体制の確立のため、発災対応型防災訓練として機関訓練及び拠点避難所で行う地域訓練を実施する。

② 学校避難所運営協力本部連絡会の開催

【防災課】

災害時に拠点避難所となる区立小中学校等を核として、区、学校及び地域などの連携体制を強化するために、各学校単位で「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催する。

③ 避難所の指定

【防災課】

災害対策基本法に基づく指定避難所として、区立小・中学校等、公共施設、その他の施設を避難所に指定し、区民に対して周知する。避難所の指定に当たっては、所管警察署、消防署と協議の上事前に選定し、学校長又は施設管理者の了解を得ることとする。

④ 避難所の管理運営体制の整備

【防災課】

避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者への支援等について定める。また、発災初動期（おおむね 72 時間程度）においては、

救援班を編成し、施設近隣住民の安否確認など、応急救援活動に当たる。

⑤ 避難行動要支援者対策

【防災課/福祉課/障害者支援課】

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などを登載した「避難行動要支援者名簿」を作成する。

⑥ トイレの確保及びし尿処理

【防災課/清掃リサイクル課/清掃事務所】

災害用トイレについては、要配慮者を含め、利用者の利便性を考慮した備蓄を行う。し尿処理については、東京都下水道局、東京二十三区清掃一部事務組合、民間処理業者等との連携による迅速な対応を行い、被災地の生活環境の維持回復に努める。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

① 地域防犯対策の向上

【危機管理課】

犯罪や事故のないまちづくりの実現を図るため、区に登録申請のあった安全安心パトロール団体への資機材支給や町会・自治会・商店街等への防犯カメラ設置費助成等により、地域防犯力を強化する。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域防犯対策事業	①防犯パトロール団体への資機材支給件数（件）	①15	①15	①15
	②防犯カメラ助成件数（件）	②10	②10	②10

(3-2) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 事業継続体制の確保

【区】

区は、災害応急対策活動を行う一方で、継続すべき重要な行政サービスについても、最低限の機能を確保するとともに、全ての業務が最短の期間で復旧する体制を構築する必要がある。

② 電力確保の検討

【経理課/防災課】

重要施設への電力確保や、災害用非常発電の電力供給や配分の在り方等を検討する。

③ 業務遂行に必要な資源の確保

【防災課】

災害時に区が実施する非常時優先業務に係る「技能・スキル」を有する職員が被災した場合に備え、代替者を定め、研修を計画的に実施する。あわせて、設備・資機（器）材等への対策、被災した場合の代替確保対策を推進する。外部事業者との協定締結、連携・協力体制の確保を推進し、代替事業者の選定を継続的に検討する。

④ 拠点避難所の電源整備

【防災課/学校施設課】

災害による停電時において商用電源が回復するまでの電源を確保するため、拠点避難所である各小・中学校等体育館の電気設備改修を行い、外部電源の接続を可能にするるとともに、外部電源として体育館用発電機を設置する。

⑤ 生活再建のための事前準備

【地域振興課/区民課/まちづくり推進課/住宅課】

り災証明書の発行については、建物の被害認定調査を含めて関係所管が連携し、迅速かつ適正な処理を行うものとし、業務の実施に当たっては「被災者生活再建支援システム」を活用する。義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応

できる体制の構築を図る。

〈重要業績指標〉

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
拠点避難所の 電源整備	①電源設備(カ所)	① 16	① 8	①
	②発電機(カ所)	② 25	② 16	② 8

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
① 情報システム機能の確保 【情報システム課】 基幹系システム及び庁内情報系システム等の早期回復対策、区民サービスの確保対策、外部事業者等への協力依頼等を推進・検討する。 ② 拠点避難所のインターネット環境の推進 【情報システム課/防災課】 拠点避難所にだれでも無償でインターネットに接続できる公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) を整備し、避難者が効果的に情報を受発信できる環境を整備する。 ③ 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 【危機管理課/防災課】 防災行政無線（移動系）や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、区内部の情報連絡体制を確保する。また、防災行政無線（移動系）、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。 ④ 情報伝達手段の充実・強化 【危機管理課/防災課】 防災、災害に関する情報の伝達については、防災行政無線（同報無線）、緊急速報メール、こうとう安全安心メール、ホームページ、こうとう区報、ツイッター・フェイスブック等の SNS、一斉情報配信システム、防災マップアプリ、FMラジオ等の活用により区民への情報伝達手段の多様化を図る。また、災害情報システムによる効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を含めた区の広報活動の迅速化を図る。 ⑤ 避難情報等の伝達体制の充実・強化 【防災課】 浸水被害等を最小限に抑えるため、区は、気象情報に関する各種警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、避難情報などを区民等にいち早く伝達する体制の強化に継続的に取り組む。

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
① 防災パンフレット等による啓発 【広報広聴課/防災課】 「江東くらしガイドーわたしの便利帳ー」に「防災・防犯」の項目を設けて、区の防災事業を紹介しているほか、「こうとう区報」を通じ、防災に関する広報や啓発に努める。 ② 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 【危機管理課/防災課】 防災行政無線（移動系）や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、区内部の情報連絡体制を確保する。また、防災行政無線（移動系）、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

③ 情報伝達手段の充実・強化

【危機管理課/防災課】

防災、災害に関する情報の伝達については、防災行政無線（同報無線）、緊急速報メール、こうとう安全安心メール、ホームページ、こうとう区報、ツイッター・フェイスブック等のSNS、一斉情報配信システム、防災マップアプリ、FMラジオ等の活用により区民への情報伝達手段の多様化を図る。また、災害情報システムによる効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を含めた区の広報活動の迅速化を図る。

④ 防災マップによる啓発

【防災課】

避難所、避難場所、各種防災情報を掲載した防災マップを作成し区民への防災情報の啓発を図る。

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

【危機管理課/防災課】

防災行政無線（移動系）や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、区内部の情報連絡体制を確保する。また、防災行政無線（移動系）、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

② 区民相互の情報連絡等の環境整備

【危機管理課/防災課】

通信事業者による安否確認手段の確保等により、住民相互の情報伝達手段を充実するなど、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、日ごろから安否確認サービスの利用訓練を促進する。

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

① 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【防災課】

物流事業者（輸送事業者）と連携した防災倉庫及び備蓄倉庫、集積地における物資の搬出入体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集積地に集まった支援物資を保管する場所を確保する。また、倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

② 防災講話等による防災対応力の向上

【防災課】

災害発生時に突発業務対応及び事業継続を行うため、日ごろからの防災への備えにかかる講話等を行う。

③ 道路の改修

【道路課】

歩行者及び車両が安全に通行できるよう、破損の著しい路線を改修する。

④ 道路の無電柱化

【道路課】

区道における無電柱化を推進し、緊急車両が安全、円滑に通行できるようにし、迅速な復旧活動を実現する。

⑤ 橋梁の改修

【道路課】

老朽化した橋梁を計画的に架替・改修・塗装することにより耐用年数を延ばすとともに、大地震に備えて耐震補強を行う。

⑥ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築

【道路課】

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、東京都、防災関係機関等と連携し、情報収集や障害物の除去、道路啓開ができる体制を構築する。

<重要業績指標>

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主要生活 道路の改修	道路改修（㎡）	25,000	25,000	25,000
道路の 無電柱化	①仙台堀川公園周辺路線 ②新砂一丁目	①設計・ 移設・工事 ②移設	①設計・ 移設・工事 ②工事	①設計・ 移設・工事 ②設計・工事
橋梁の 改修（架替）	①清水橋 ②巽橋 ③弁天橋 ④緑橋	①工事 ②工事 ③ ④	①工事 ②工事 ③工事 ④	① ② ③工事 ④工事
橋梁の 改修（改修）	点検調査			調査

(5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

① 地球温暖化防止設備導入助成事業

【温暖化対策課】

太陽光発電や省エネルギー設備等を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成し、江東区におけるCO₂排出削減を図る。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地球温暖化 防止設備導入 助成事業	①太陽光発電システム(戸建・事業所)助成件数(件)	① 15	① 15	① 15
	②太陽光発電システム(集合住宅)助成件数(件)	② 1	② 1	② 1
	③家庭用燃料電池助成件数(件)	③ 50	③ 50	③ 50
	④次世代自動車助成件数(件)	④ 40	④ 40	④ 40
	⑤蓄電池(戸建・事業所)助成件数(件)	⑤ 20	⑤ 20	⑤ 20
	⑥蓄電池(集合住宅)助成件数(件)	⑥ 1	⑥ 1	⑥ 1

(5-3) 食料等の安定供給の停滞

① 輸送車両等の確保

【経理課/防災課】

発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

② 防災倉庫の改修

【防災課】

区内各地の防災倉庫について、各設備及び建物の改修を行う。

③ 食料等の確保

【防災課】

被害想定で推定されている避難所生活者の1日分の食料及び乳幼児（2歳未満）用の粉ミルクの3日分を備蓄する。また、東京都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の食料の確保に努める。

④ 生活必需品等の確保

【防災課】

生活必需品の給与は災害が発生し、災害救助法の適用があれば東京都が実施することとなるが、区は災害救助法の適用に至らない災害及び東京都が救助を実施するまでの応急援助として、必要な生活必需品の確保を図る。

⑤ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【防災課】

物流事業者（輸送事業者）と連携した防災倉庫及び備蓄倉庫、集積地における物資の搬出入体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集積地に集まった支援物資を保管する場所を確保する。また、倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

⑥ 災害時における協力協定の締結

【防災課】

民間企業等との協定締結を推進し、帰宅困難者等の受入、災害時の物資供給、災害時応急活動等の災害時協力体制の事前構築を図る。

⑦ 飲料水及び生活用水の確保

【防災課/課税課/納税課】

飲料水については東京都と連携して訓練を行い、災害時には円滑な応急給水が実施できるよう努める。生活用水については区立学校のプールや既存の防災井戸等の活用による確保に努めていく。

⑧ 食の備蓄の推奨

【防災課/健康推進課】

ローリングストック法による災害時の食の備蓄について、パンフレットを作り啓発を推進する。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

① ライフライン関係機関との協力体制の構築

【防災課】

電力等のライフラインが供給・機能停止した際の被害を最小限に抑え、円滑な復旧作業の実施のため、関係機関との連携・協力体制の構築を図る。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 給水資機（器）材の備蓄及び活用

【防災課】

拠点避難所等の断水時に受水槽内に残された水を有効活用するため、給水資機（器）材を配備するとともに、その利用方法の周知に努める。

② 飲料水及び生活用水の確保

【防災課/課税課/納税課】

飲料水については東京都と連携して訓練を行い、災害時には円滑な応急給水が実施できるよう努める。生活用水については区立学校のプールや既存の防災井戸等の活用による確保に努めていく。

(6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

① トイレの確保及びし尿処理

【防災課/清掃リサイクル課/清掃事務所】

災害用トイレについては、要配慮者を含め、利用者の利便性を考慮した備蓄を行う。し尿処理については、都下水道局、東京二十三区清掃一部事務組合、民間処理業者等との連携による迅速な対応を行い、被災地の生活環境の維持回復に努める。

(6-4) 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

① 輸送車両等の確保

【経理課/防災課】

発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

② 緊急輸送ネットワークの整備

【防災課】

荒川下流河川事務所が災害時における緊急用輸送路として整備する緊急用河川敷道路や都が指定する緊急輸送道路により連結する防災拠点を活用し輸送路の多ルート化を

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

図る。

③ 道路の改修

【道路課】

歩行者及び車両が安全に通行できるよう、破損の著しい路線を改修する。

④ 道路の無電柱化

【道路課】

区道における無電柱化を推進し、緊急車両が安全、円滑に通行できるようにし、迅速な復旧活動を実現する。

⑤ 橋梁の改修

【道路課】

老朽化した橋梁を計画的に架替・改修・塗装することにより耐用年数を延ばすとともに、大地震に備えて耐震補強を行う。

⑥ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築

【道路課】

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、東京都、防災関係機関等と連携し、情報収集や障害物の除去、道路啓開ができる体制を構築する。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主要生活道路の改修	道路改修（㎡）	25,000	25,000	25,000
道路の無電柱化	①仙台堀川公園周辺路線 ②新砂一丁目	①設計・移設・工事 ②移設	①設計・移設・工事 ②工事	①設計・移設・工事 ②設計・工事
橋梁の改修（架替）	①清水橋 ②巽橋 ③弁天橋 ④緑橋	①工事 ②工事 ③ ④	①工事 ②工事 ③工事 ④	① ② ③工事 ④工事
橋梁の改修（改修）	点検調査			調査

（6-5）防災インフラの長期間にわたる機能不全

① 民間防災組織育成事業

【防災課】

町会・自治会・マンション管理組合等を母体とする自主防災組織（災害協力隊）・消防少年団体等の活動を助成するため、資機（器）材の提供等を行う。

② 緊急輸送ネットワークの整備

【防災課】

荒川下流河川事務所が災害時における緊急用輸送路として整備する緊急用河川敷道路や都が指定する緊急輸送道路により連結する防災拠点を活用し輸送路の多ルート化を図る。

③ 河川・港湾施設等

【河川公園課】

資機（器）材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民間防災組織 育成事業	①災害協力隊数（隊）	①328	①330	①332
	②防災士資格取得者数（人）	②415	②455	②495

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

① 区営住宅の整備

【住宅課】

老朽化した昭和 50 年代前半建設の区営住宅について、住宅性能の確保、管理コストの縮減を目的に建替え・集約を行う。

② 区営住宅の改修

【住宅課】

昭和 50 年代後半以降建設の区営住宅について、各設備及び建物の改修を行う。

③ 民間建築物の耐震化の促進

【建築調整課】

民間建築物の耐震化を促進するため、一定の要件を備える民間建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修経費等の一部を補助する。

④ 出火・延焼の抑制

【地域整備課】

木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区(北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部)において、不燃領域率 70%の実現を目指す。また、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づき、当該地区における防災性の向上及び住環境の改善のため、防災生活道路(幅員 6 m 以上)及び不燃化小規模空地(広場・公園)の整備を推進する。

<重要業績指標>

事業名	指標の名称 (KPI)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区営住宅の整備	①猿江一丁目アパート ②大島五丁目住宅 ③塩浜住宅	①設計・工事 ②設計・工事 ③	①工事 ②工事 ③工事	①工事 ②工事 ③設計・工事
区営住宅の改修	①森下二丁目住宅 ②塩浜一丁目住宅 ③北砂七丁目住宅 ④東陽一丁目住宅	① ②工事 ③設計・工事 ④	① ② ③工事 ④工事	①工事 ② ③ ④工事

民間建築物 耐震促進事業	①木造住宅無料簡易診断件数 (件)	① 60	① 60	① 60
	②木造住宅精密診断助成件数 (件)	② 6	② 6	② 6
	③木造住宅耐震改修助成件数 (件)	③ 4	③ 4	③ 4
	④非木造住宅等耐震診断助成件数 (件)	④ 2	④ 2	④ 2
	⑤非木造住宅等耐震設計助成件数 (件)	⑤ 1	⑤ 1	⑤ 1
	⑥非木造住宅等耐震改修助成件数 (件)	⑥ 1	⑥ 1	⑥ 1
	⑦耐震化アドバイザー派遣件数 (件)	⑦ 15	⑦ 15	⑦ 15
	⑧マンション耐震診断助成件数 (件)	⑧ 9	⑧ 9	⑧ 9
	⑨マンション耐震設計助成件数 (件)	⑨ 4	⑨ 4	⑨ 4
	⑩マンション耐震改修助成件数 (件)	⑩ 4	⑩ 4	⑩ 4
	⑪民間特定建築物耐震診断助成件数 (件)	⑪ 2	⑪ 2	⑪ 2
	⑫民間特定建築物耐震設計助成件数 (件)	⑫ 2	⑫ 2	⑫ 2
	⑬民間特定建築物耐震改修助成件数 (件)	⑬ 2	⑬ 2	⑬ 2
	⑭緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成件数 (件)	⑭ 3	⑭ 3	⑭ 3
	⑮緊急輸送道路沿道建築物耐震設計助成件数 (件)	⑮ 2	⑮ 2	⑮ 2
	⑯緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成件数 (件)	⑯ 2	⑯ 2	⑯ 2
	⑰特定緊急輸送道路沿道建築物耐震設計助成件数 (件)	⑰ 4	⑰ 4	⑰ 4
	⑱特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成件数 (件)	⑱ 4	⑱ 4	⑱ 4
	⑲特定緊急輸送道路沿道建築物建替・除却助成件数 (件)	⑲ 2	⑲ 2	⑲ 2
	⑳老朽建築物除却助成件数 (件)	⑳ 90	⑳ 90	⑳ 90
不燃化特区 推進事業	①戸別訪問件数(狭あい道路等対策) (件)	① 200	① 200	① 200
	②戸別訪問件数(不燃化促進) (件)	② 200	② 200	② 200
	③事業推進勉強会開催回数(回)	③ 2	③ 2	③ 2
	④老朽建築物除却助成件数 (件)	④ 45	④ 45	④ 45
	⑤老朽建築物住替助成件数 (件)	⑤ 6	⑤ 6	⑤ 6
	⑥不燃建替設計助成件数 (件)	⑥ 20	⑥ 20	⑥ 20
	⑦不燃建替監理助成件数 (件)	⑦ 20	⑦ 20	⑦ 20
	⑧不燃共同化建替設計助成件数 (件)	⑧ 3	⑧ 3	⑧ 3
	⑨不燃共同化建替監理助成件数 (件)	⑨ 3	⑨ 3	⑨ 3

(7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

① 細街路の拡幅整備

【建築調整課】

現状幅員 4 m 未満の道路で、建築基準法第 42 条第 2 項または第 42 条第 1 項第 5 号の適用を受ける道路に面する敷地の所有者等からの申請を受けて、拡幅整備工事を行う。

② 民間建築物の耐震化の促進

【建築調整課】

民間建築物の耐震化を促進するため、一定の要件を備える民間建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修経費等の一部を補助する。

③ 道路の改修

【道路課】

歩行者及び車両が安全に通行できるよう、破損の著しい路線を改修する。

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

④ 道路の無電柱化

【道路課】

区道における無電柱化を推進し、緊急車両が安全、円滑に通行できるようにし、迅速な復旧活動を実現する。

⑤ 橋梁の改修

【道路課】

老朽化した橋梁を計画的に架替・改修・塗装することにより耐用年数を延ばすとともに、大地震に備えて耐震補強を行う。

⑥ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築

【道路課】

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、東京都、防災関係機関等と連携し、情報収集や障害物の除去、道路啓開ができる体制を構築する。

<重要業績指標>

事業名	指標の名称 (KPI)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
細街路の 拡幅整備	拡幅整備延長 (m)	1,000	1,000	1,000
民間建築物 耐震促進事業	①木造住宅無料簡易診断件数 (件)	①60	①60	①60
	②木造住宅精密診断助成件数 (件)	②6	②6	②6
	③木造住宅耐震改修助成件数 (件)	③4	③4	③4
	④非木造住宅等耐震診断助成件数 (件)	④2	④2	④2
	⑤非木造住宅等耐震設計助成件数 (件)	⑤1	⑤1	⑤1
	⑥非木造住宅等耐震改修助成件数 (件)	⑥1	⑥1	⑥1
	⑦耐震化アドバイザー派遣件数 (件)	⑦15	⑦15	⑦15
	⑧マンション耐震診断助成件数 (件)	⑧9	⑧9	⑧9
	⑨マンション耐震設計助成件数 (件)	⑨4	⑨4	⑨4
	⑩マンション耐震改修助成件数 (件)	⑩4	⑩4	⑩4
	⑪民間特定建築物耐震診断助成件数 (件)	⑪2	⑪2	⑪2
	⑫民間特定建築物耐震設計助成件数 (件)	⑫2	⑫2	⑫2
	⑬民間特定建築物耐震改修助成件数 (件)	⑬2	⑬2	⑬2
	⑭緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成件数 (件)	⑭3	⑭3	⑭3
	⑮緊急輸送道路沿道建築物耐震設計助成件数 (件)	⑮2	⑮2	⑮2
	⑯緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成件数 (件)	⑯2	⑯2	⑯2
	⑰特定緊急輸送道路沿道建築物耐震設計助成件数 (件)	⑰4	⑰4	⑰4
	⑱特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成件数 (件)	⑱4	⑱4	⑱4
	⑲特定緊急輸送道路沿道建築物建替・除去助成件数 (件)	⑲2	⑲2	⑲2
	⑳老朽建築物除去助成件数 (件)	⑳90	⑳90	⑳90
主要生活 道路の改修	道路改修 (㎡)	25,000	25,000	25,000
道路の 無電柱化	①仙台堀川公園周辺路線	①設計・ 移設・工事	①設計・ 移設・工事	①設計・ 移設・工事
	②新砂一丁目	②移設	②工事	②設計・工事

橋梁の 改修（架替）	①清水橋 ②巽橋 ③弁天橋 ④緑橋	①工事 ②工事 ③ ④	①工事 ②工事 ③工事 ④	① ② ③工事 ④工事
橋梁の 改修（改修）	点検調査			調査

（7-3）有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

① 大気監視指導

【環境保全課】

3箇所の大気測定局で窒素酸化物、浮遊粒子状物質等を常時測定して大気汚染状況を監視する。

② 水質監視指導

【環境保全課】

河川・海域の計 15 地点で生物化学的酸素要求量（BOD）等の水質を定期的に測定して水質汚濁状況を監視する。

③ 有害化学物質調査

【環境保全課】

大気中のベンゼン及び河川水質底質中のダイオキシン類を定期的に調査して汚染状況を監視する。区民・事業者・区の各主体が有害化学物質や土壌汚染に関するリスク情報を共有し、情報交換を行うことにより、リスクの低減を図る。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

① 資源回収事業

【清掃リサイクル課/清掃事務所】

区民が排出した資源物を分別回収し資源化するとともに、集団回収団体の活動を支援し、ごみの減量を図る。

② ごみの処理

【清掃リサイクル課/清掃事務所】

大量に発生するごみの処理は区を実施主体とし、必要に応じて東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合に要請して収集・運搬機（器）材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

③ がれきの処理

【清掃リサイクル課/清掃事務所】

大量に発生するがれきの処理は区を実施主体とし、必要に応じて東京都及び東京二十三区清掃協議会に要請して、仮置場や最終処分場等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

④ 生ごみ減量推進事業

【清掃リサイクル課】

燃やすごみの40%を占める生ごみを、区民が地域や家庭で減量に取り組むことでごみ全体の減量化を図る。

⑤ 古着・古布の回収

【清掃リサイクル課】

清掃事務所等での常設回収及びその他の区関連施設での巡回回収により、区民から古着・古布を回収し、国内外で回収物を再利用（リユース）する。

<重要業績指標>

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源回収事業	①古紙回収量(t)	①6,450	①6,500	①6,502
	②びん・缶・ペットボトル回収量(t)	②8,325	②8,339	②8,291
	③容器包装プラスチック回収量(t)	③2,384	③2,388	③2,374
	④発泡スチロール回収量(t)	④216	④217	④215
	⑤乾電池回収量(t)	⑤77	⑤77	⑤76
	⑥蛍光管回収量(t)	⑥44	⑥44	⑥44
	⑦古着回収量(t)	⑦104	⑦104	⑦103
	⑧小型家電(拠点回収)回収量(t)	⑧2	⑧2	⑧2
	⑨小型家電(ピックアップ回収)回収量(t)	⑨465	⑨465	⑨463
	⑩集団回収回収量(t)	⑩13,447	⑩13,544	⑩13,543
	⑪不燃ごみ(乾電池、蛍光管等除く)回収量(t)	⑪3,041	⑪3,041	⑪3,023

(8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 応援・受援の考え方の確立

【防災課】

災害対応上必要な人材について検討し、必要な協定の締結等を推進する。応援・受援の考え方・実施要領を確立する。

② 防災士資格取得支援（民間防災組織育成事業）

【防災課】

共助の中核を担う自主防災組織（災害協力隊）に所属するものを対象に、防災士資格の取得を推進し、減災及び地域防災力の向上を図る。

③ ボランティアとの連携

【福祉課】

発災時に避難所等のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、江東区社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民間防災組織育成事業	①災害協力隊数（隊）	①328	①330	①332
	②防災士資格取得者数（人）	②415	②455	②495

(8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

① 震災復興マニュアルの活用

【区】

迅速な都市復興が実現できるよう、江東区震災復興マニュアルを踏まえながら、区民生活の安定と回復を図るため、災害に強い活力のあるまちづくりに努めることが重要であり、そのためには、区民、事業者等と協働して、震災復興事業を総合的かつ計画的に推進する。

(8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 地域コミュニティの強化

【地域振興課】

地域住民の相互親睦と福祉の向上及び区との協力体制を図るために支援を行う。

4.2 起きてはならない最悪の事態別の関連施策

② 文化財所有者・管理者等への指導

【文化観光課】

文化財所有者・管理者等には、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、禁煙区域の設定などの防火措置の徹底や火災報知設備、非常警報設備、防火壁等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するよう指導を行う。

③ 文化財の保護等

【文化観光課】

地震対策として美術工芸品等の文化財については、落下や倒壊による損傷を避けるための展示や収蔵方法を図り、文化財建造物については、耐震性の調査を行うよう指導する。さらに、適切な保護対策の取れない個人所有等の文化財については、区資料館への寄託を進めていく。

④ CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業

【管理課】

「CITY IN THE GREEN」の実現を目指し、区民・事業者・区が協働して身近な緑化を推進する。

＜重要業績指標＞

事業名	指標の名称（KPI）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
CITY IN THE GREEN 民間緑化 推進事業	みどりのコミュニティ 講座開催回数(回)	4	4	4

(8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 応急仮設住宅の設営

【住宅課/建築課】

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は東京都が行うこととなっている。区は必要があると認めた場合、直ちに東京都知事に要請し、区はこれに協力する。ただし、同法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合、区において設置する。候補地はあらかじめ区が決定しておき、常に最新の建設候補地の状況を把握し、東京都へ報告を行う。

② 地籍調査の推進

【管理課】

地籍調査を実施し、土地の所有者や筆界の位置、面積などを把握し、災害時における道路復旧作業の迅速化を図る。また、土地区画整理事業や市街地再開発事業のような面的な開発事業、道路・街路整備への活用を検討する。

(8-6) 社会的風評被害や信用不安等による経済等への甚大な影響

① 発信情報の多言語化

【区】

区が情報発信の際に用いる情報伝達手段について、多言語化を図る。

② 適切な情報発信力の強化

【広報広聴課/危機管理課/防災課】

風評被害の基となる社会的状況について迅速かつ的確に把握し、正確な情報発信及び情報提供を行う。

4.3 取り組む施策と重点化

各検討結果に基づき、リスクシナリオのうち事態が回避されなかった場合の影響の大きさや緊急性、江東区の被害の特徴を考慮し、重点的に取り組むべき対応方策を選定した。影響の大きさや緊急性、江東区の被害の特徴については、以下の観点から検討を行った。

- (1) 本区に起きてはならない最悪の事態に幅広く対応する施策
- (2) 本区の地域強靱化において極めて重要な施策

表 4-1 重点化する取り組み

事前に備えるべき 8つの目標		No.	「リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)」	重点化する 取り組み
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○

事前に備えるべき 8つの目標		No.	「リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)」	重点化する 取り組み
5	経済活動を機能不全に陥 らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企 業の生産力低下による国際競争力の 低下	
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会 経済活動・サプライチェーンの維持 への甚大な影響	
		5-3	食料等の安定供給の停滞	○
6	ライフライン、燃料供給 関連施設、交通ネットワ ーク等の被害を最小限に 留めるとともに、早期に 復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送 配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間に わたる機能の停止	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止 (応急給水や水道局との連携)	
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機 能停止	
		6-4	地域交通網等の交通インフラの長期 間にわたる機能停止	
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能 不全	
7	制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発 生による多数の死傷者の発生	○
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地 下構造物の倒壊等に伴う陥没による 交通麻痺	
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による 国土の荒廃	
8	社会・経済が迅速かつ従 前より強靱な姿で復興で きる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の 停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーデ ィネーター、労働者、地域に精通した 技術者等)の不足、より良い復興に向 けたビジョンの欠如等により復興で きなくなる事態	
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期に わたる浸水被害の発生により復興が 大幅に遅れる事態	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、 地域コミュニティの崩壊等による有 形・無形の文化の衰退・損失	
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・ 仮事業所等の整備が進まず復興が大 幅に遅れる事態	
		8-6	社会的風評被害や信用不安等による 経済等への甚大な影響	

第5章 計画の見直し

5.1 計画の見直し

本計画は、施策ごとの重要業績指標や関連事業などの進捗状況を把握するため、重要業績指標に基づき、定期的なフォローアップを行う。また、今後の社会経済情勢の変化や、国や東京都などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等も考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討していく。

5.2 PDCA サイクルの徹底

国土強靱化地域計画の推進のため、下図の PDCA サイクルを繰り返すことで計画の見直し及び改善を図ることとする。

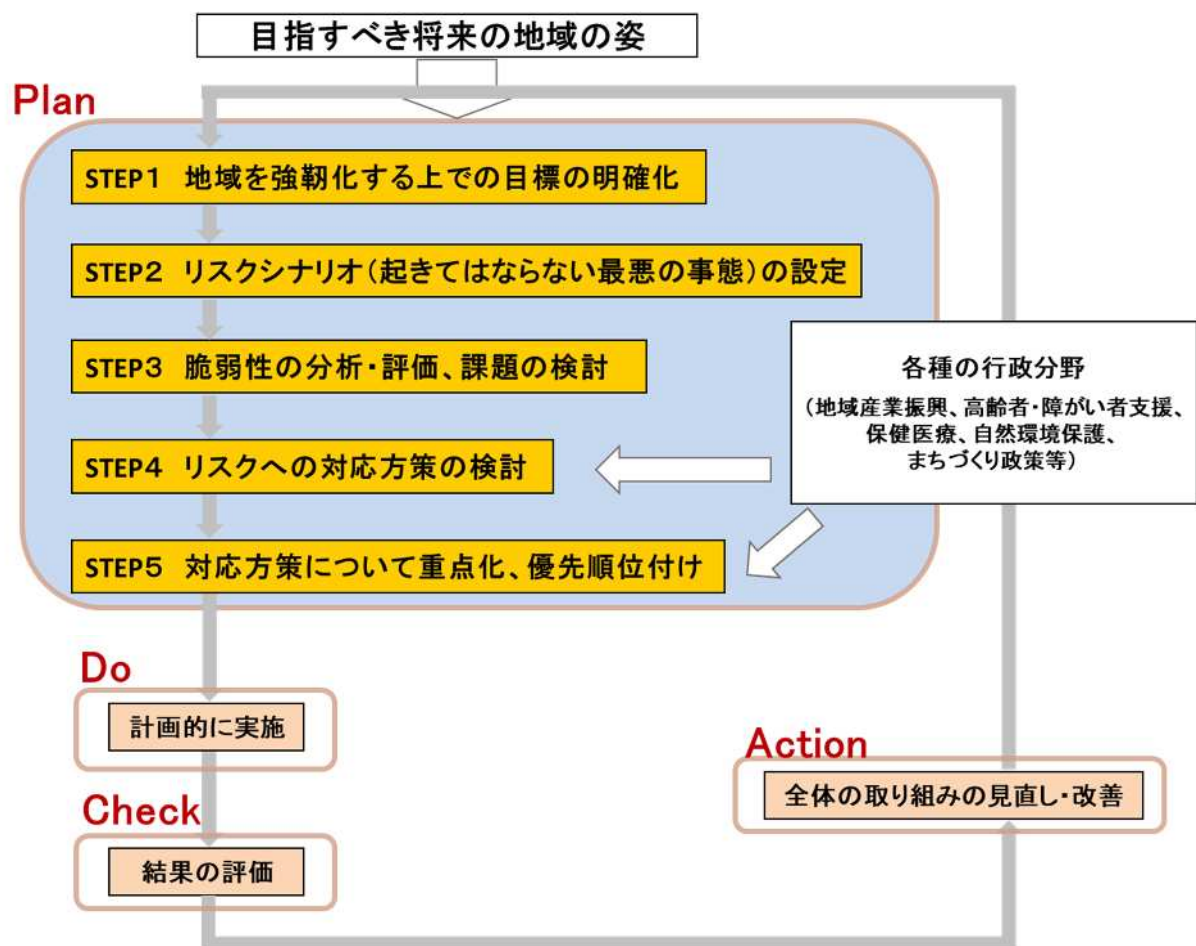


図 5-1 国土強靱化地域計画推進のための PDCA サイクル

※国土強靱化策定ガイドライン（第8版）を参考に作成

別紙 1 参考資料一覧

1. 国・都の関係資料

表 5-1 収集資料一覧(国・都)

No	名称	発行所	発行年
1	東京都国土強靱化地域計画	東京都	平成 28 年 1 月
2	セーフシティ東京防災プラン	東京都	平成 30 年 3 月
3	東京都新型インフルエンザ等対策行動計画	東京都	平成 30 年 7 月
4	国土強靱化基本計画 ー強くて、しなやかなニッポンへー	内閣官房 国土強靱化推進室	平成 30 年 12 月
5	地域防災計画（火山編）	東京都防災会議	平成 30 年 12 月
6	東京都地域防災計画（震災編）	東京都防災会議	令和元年 7 月
7	国土強靱化地域計画策定ガイドライン （第 7 版）基本編／策定・改訂編／資料編	内閣官房 国土強靱化推進室	令和 2 年 6 月
8	災害に強い首都「東京」形成ビジョン	国土交通省	令和 2 年 12 月
9	地域防災計画（風水害編）	東京都防災会議	令和 3 年 2 月
10	地域防災計画（大規模事故編）	東京都防災会議	令和 3 年 2 月
11	地域防災計画（原子力災害編）	東京都防災会議	令和 3 年 2 月
12	東京都南海トラフ地震防災対策推進計画 （地域防災計画 震災編第 4 部）	東京都防災会議	令和 3 年 2 月
13	東京防災プラン 2021	東京都	令和 3 年 3 月

2. 江東区の関係資料

表 5-2 収集資料一覧(江東区)

No	名称	発行年
1	江東区基本構想	平成 21 年 3 月
2	江東区施設白書（改定版）	平成 29 年 1 月
3	江東区公共施設等総合管理計画	平成 29 年 3 月
4	江東区長期計画（令和 2 年度～令和 11 年度）	令和 2 年 3 月
5	江東区行財政改革計画	令和 2 年 3 月
6	江東区情報化推進プラン	令和 2 年 3 月
7	江東区国民保護計画	平成 29 年 3 月
8	江東区震災復興マニュアル	平成 25 年 3 月
9	江東区事業継続計画（震災編）	平成 29 年 3 月
10	江東区防災マップ	令和元年 9 月
11	江東区地域防災計画	令和 3 年 3 月
12	江東区防災対策の現況について	令和 3 年 7 月
13	江東区避難行動支援プラン（全体計画）	令和 2 年 9 月
14	江東区新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 26 年 11 月
15	江東区環境基本計画（後期）	令和 2 年 3 月
16	江東区都市計画マスタープラン	平成 23 年 3 月
17	江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり 基本計画	平成 27 年 6 月
18	江東区耐震改修促進計画	令和 3 年 3 月
19	江東区橋梁長寿命化修繕計画	令和 2 年 3 月
20	江東区無電柱化推進計画	令和 2 年 3 月
21	江東区洪水ハザードマップ【洪水氾濫】	令和 2 年 3 月
22	江東区高潮ハザードマップ【高潮氾濫】	令和 2 年 3 月
23	江東区水防計画	令和 2 年 7 月
24	江東区大雨浸水ハザードマップ【内水氾濫】	令和 2 年 10 月
25	教育推進プラン・江東（第 2 期）	令和 3 年 3 月